

会 議 録 目 次

平成 2 6 年第 7 回海田町議会定例会（第 2 日目）

平成 2 6 年 1 2 月 3 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第 1	一 般 質 問		
	○大江康子議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	○多田雄一議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	○宮坂二郎議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	○岡田良訓議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	○西山勝子議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	○宗像啓之議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	○前田勝男議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	39
日 程 第 2	第 53 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	48
日 程 第 3	第 54 号議案	町道の路線の認定について	52
日 程 第 4	第 55 号議案	海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について	57
日 程 第 5	第 56 号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	65
日 程 第 6	第 57 号議案	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	66
日 程 第 7	第 58 号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	67
日 程 第 8	第 59 号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	69
日 程 第 9	第 60 号議案	平成 2 6 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）	71
日 程 第 1 0	第 61 号議案	平成 2 6 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	80
日 程 第 1 1	第 62 号議案	平成 2 6 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	81
日 程 第 1 2	第 63 号議案	平成 2 6 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	83
日 程 第 1 3	第 64 号議案	平成 2 6 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）	85
日 程 第 1 4	発議第 6 号	宅地造成に関する工事及び許可申請の慎重審査を求める意見書案について	86
	（閉 会）	・・・・・・・・・・・・・・・・	88

平成26年第7回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成26年12月2日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月3日 (水) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |           |
|---------------------|---|-----------|
| 町                   | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 副 町                 | 長 | 三 宅 信 行   |
| 総 務 部               | 長 | 窪 地 満     |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 臼 井 真     |
| 建 設 部               | 長 | 久保田 誠 司   |
| 福 祉 保 健 部 次 長       |   | 湯 木 淳 子   |
| 企 画 課               | 長 | 門 前 誠 司   |
| 財 政 課               | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 課               | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 税 務 課               | 長 | 中 下 義 博   |
| 生 活 安 全 課           | 長 | 丹 羽 勤     |
| 住 民 課               | 長 | 尾 木 茂     |
| 社 会 福 祉 課           | 長 | 中 川 修 治   |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長     |   | 森 原 知 美   |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 近 森 茂     |
| 建 設 課               | 長 | 木 村 生 栄   |
| 上 下 水 道 課           | 長 | 龍 岩 広 幸   |
| 教 育                 | 長 | 中 村 弘 市   |
| 教 育 次 長             |   | 細 川 真 示   |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 石 川 直 之   |
| 生 涯 学 習 課           | 長 | 花 本 則 之   |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 大 里 弘 美   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 伊 藤 仁 士
主 幹 宮 垣 将 司
主 任 主 事 戸 成 正 考

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日 程 第 1 一 般 質 問
- 日 程 第 2 第 53 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日 程 第 3 第 54 号議案 町道の路線の認定について
- 日 程 第 4 第 55 号議案 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 5 第 56 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 6 第 57 号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 7 第 58 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 8 第 59 号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 9 第 60 号議案 平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日 程 第 10 第 61 号議案 平成 26 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日 程 第 11 第 62 号議案 平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日 程 第 12 第 63 号議案 平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日 程 第 13 第 64 号議案 平成 26 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日 程 第 14 発議第 6 号 宅地造成に関する工事及び許可申請の慎重審査を求める意見書案について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 14 に至る各議案でございます。この際、議長より確認をしておきたいと思いま

す。執行部におかれましては、一般質問の答弁にあたり十分な協議、調整をされ、回答されるようお願いをしておきます。日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。2番、大江議員。

○2番（大江）2番、大江です。今日は一点について質問させていただきます。子ども達の登下校の安全性について。畝二丁目のユーシン跡地にヨシケイ福山のエブリイが開店して2か月余りになります。昨年の12月の定例議会での一般質問で、この店が開店する前に予想される周辺道路の整備や交通問題も考え、信号機などの対処を考えたらどうかとの提案をしましたが、その時点で、まだ会社側から詳しい情報が知らされていないとのことでした。その後、右折道路や歩道を確保するために、会社側からの土地の提供があるとのことで、道路整備がされ、安全のために警備員が配置されました。時間的な渋滞や1車線で右折車が多い場合の渋滞もありますが、何とか今は流れています。しかし、すぐ側の横断歩道を利用して学校へ登下校している子どもたちにとっては、今までより危険な横断歩道となりました。登校時は、店の開店時間より早いために車の量もそんなに多くはないのですが、下校時には、車の量がとても多く、横断歩道付近はとても見通しが悪くなっています。子ども達だけでは危ないと、開店当初は学校の先生たちが下校に引率していましたが、今は、保護者の方が引率をして子どもの安全を守っています。今に事故が起こるのではないかと住民の方が心配されています。そこでお尋ねします。1点目、子どもたちの安全性の観点から、今の道路事情の状態をどのように考えてらっしゃいますか。2点目、この現状に関して今後の改善策は。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。今日もよろしくお願いします。大江議員の質問に答弁をいたします。子ども達の登下校の安全性についての質問でございますが、1点目については、現在、道路事情は、交通量の増加に伴い以前と比較して横断に注意を要する状況にあると考えております。2点目については、県から見直し交差点改良計画について、警察と協議中であると伺っております。今後は、県に対し、早期に改善いただくよう引き続き要望してまいりたいと思います。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）県と警察と協議中である、今、引き続き要望してまいりますとありますが、昨年の12月の答弁も、土地利用が具体化された時点で交差点を含めた総合的な改良の協議を進めていくという答弁がありました。あれから1年たっております。そのときは

まだ道路も改良されてませんでしたが、あれから1年、開店して2か月余り、まだ、このようなご返事でしょうか。もう少し前進的なご答弁はありませんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）昨日、県の方に確認をしましたところ、エブリイが開店したことによって、あの交差点にかかる交通量が従前と変わっております。したがって、開店後、落ちついた段階で、あの交差点における交通量調査を実施いたしました。その調査結果をもとに現在警察と協議を行っていると同っております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）警察との協議では、公安とかいろんな許可が要ると思うんですが、先日、住吉議員からも出ましたが、町としてできる対策があるんじゃないでしょうか。その点はどのようにお考えですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）まずは、今議員がご指摘の横断歩道につきましては、県道部分にある交差点でございますので、まず、そちらの改善については、県が、今後地元の町に対して協議を申し出てまいりますので、その際に、まずは対策ができるように、県と協議をしてみたいと考えております。で、町道部分の方で何か対策はできないかということにつきましては、議員のご指摘のとおり、学校、地元と協議しながら、町道部分でできる対策というのは、今後検討してみたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）町道部分ですね、南小のところに紅白ではないですが、カラー舗装された上に横断歩道がのっています。注意喚起を促す上で、カラー舗装をするっていう方法があると思うんですが、その点はどのようにお考えですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）そういったカラー舗装化で視覚的に訴えるという手法もございますので、それは県が協議を申し出た際に、町の方から、そのような対策の実施を要望してみたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）今、町ができることってということで、カラー舗装ということでしたが、警察と協議中ってことであれば、できるならば、押しボタン式の信号機の設置のほうも、町として要望するというお考えはないですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）信号機の要望につきましては、P T Aの方からも出たときに話をしているんですが、町としては、まず新開蟹原線の大立町地内に信号機を設置と、これをずっと継続して今要望してまいっておりますので、これをまず優先して要望を続けたいと。優先順位として、当然に要望いたしますが、現在おっしゃられたところへの信号機、新開蟹原線についた後に要望してまいりたい、そのように考えています。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）今、副町長おっしゃいましたが、信号機も、いろんな段階で値段が違います。それで、機械的にする信号機、それから、押しボタン、それから歩道中心、いろんな信号機の種類がありますので、もし要望されるなら、できるだけ早目に、値段が安く早くつきやすい信号機、そして役に立つ信号機を要望していただきたいと思います。それから、今、協議中っていうことでしたが、このご返答はいつ頃になる予定でしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）申し訳ございませんがその協議、警察との協議、前協議ですね、のほうで終了しまして、町の方に交差点の改良案の協議を実施していただく時期については明言いたしませんでしたので、今の時点では未定と考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）待つ姿勢ではなくて、こちらから、何らか打診するってことはできませんか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）その点につきましても、今までに何とかその改良の進捗状況については、県の方に問い合わせをさせていただいておったんですけれども、県の方としては、エブリイの開店後の交通量を見て交差点を改良するのが一番現状に合致してふさわしいということで、その開店を待たれて交通量調査を実施されております。で、まだ開店から2か月程度しか経っておりませんので、すぐに協議をと申し出てもですね、なかなか県の方としても対応し切れないというのが現状だと思います。したがって、町の思いとしましては、今年度中には、町の方にですね、何らかの改良案の方向をご提示いただきたいということで、要望の方は申し上げております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）では、まだ当分、協議の結果が出てくるのはかかりそうなので、町でできることを、まず子どもたちに、それから車の方たちに啓蒙できる方法の対策として考えていただきたいと思います。以上、質問を終わります。

○議長（久留島）10番、多田議員。

○10番（多田）10番、多田です。今日は2点質問をいたします。まず1点目、東広島バイパスの騒音問題について。9月議会で一般質問をいたしました東広島バイパスの騒音問題ですが、国交省で秋に騒音調査をするとの予定があるとの答弁でした。その後、調査は行われたのでしょうか。行われたのなら、その結果を公表すべきだと思います。地元としては、結果にかかわらず防音壁を設置してほしいとのことですが、要望する考えはありませんか。2点目、ごみステーションについて。折り畳み式のごみステーションの設置についても、以前に一般質問をしておりますが、ハザードマップをプリントすることで、地域の避難場所や避難道路が一目瞭然に分かるのではないのでしょうか。前の議会で大江議員の質問で、住民に避難場所をもっと分かりやすく知らせるべきだということがありました。これも一つの方法だと思います。ハザードマップを各家庭に配布されてはおりますが、家の中のどこにあるかわからなくなっているのが大半ではないのでしょうか。ごみを出しに行けば必然的に目に入ってくるごみステーションのマップは、非常に有効だと思います。導入を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問に答弁をいたします。まず、東広島バイパスの騒音問題についての質問でございますが、国土交通省が11月12日に騒音調査を実施しております。また、この調査の結果については、12月17日に広島国道事務所が主催する地元説明会で報告できると聞いております。今後、町といたしましてもこの調査結果や地元の状況などを踏まえて、防音対策の要望をしてまいりたいと考えております。続きまして、ごみステーションについての質問でございますが、避難所案内看板については、当面看板の表示方法や設置数等の見直しを図ることとしておりますので、現段階ではハザードマップのごみステーションへの貼り付けまでは考えておりません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）では再質問をいたします。11月12日に騒音調査を実施しておられますが、この結果については町の方には来てないのでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）これは、町長の答弁にもございましたように、まだ来ておりません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）それでは、17日の説明会に私も行くつもりですが、その時点で、国交省の方に聞いて、それから要望したいと思いますが、ただ、まあこの地元説明会が、どこまで呼びかけられるかいうのをちょっと把握しておられますか。この防音壁の問題、寺迫と国信地区の人が特に関係すると思うんですが、その辺まで呼びかけられるようになっているのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）これは周辺の隣接した9自治会につきましては、広報で回覧していただくようお願いしております。それとそれ以外の自治会長宛について、一部議員さんの所にはお送りしてないんですが、には、説明会のこのご案内についてはお送りしておるところでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）今言われた9自治会というのは、橋脚が立つ、関係する自治会ということでしょうか。それと、そのほかの例えば寺迫とか既に立っているところですよ、そこについては、自治会長だけに呼びかけるということでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）基本的に東広バイパスの沿線と、それを少し膨らました関係する自治会の方には、先ほど申し上げました9自治会ですね、こちらにつきましては、広報で回覧をお願いしております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）ということは、さっき言ったように、寺迫や国信の地区の方にも回覧が回ると言うことでよろしいんですね。それでは、その結果を見てから、また質問したいと思います。では次に、ごみステーションなんですが、増設を検討されるということで、とりあえずそのゴミステーションの貼り付けは検討されていないということなんですが、このハザードマップには、その、避難場所とか緊急時の連絡場所、電話番号とか、そういうのが記載されておりますが、やっぱり、配布されて、おそらく一見はされるでしょうが常に家の中にどこかに貼っておられる方なんて、ほとんどないと思います。多分タンスの奥に、本棚の奥の方にしまわれてそのままになっていると。まあもし、この

前の広島市の災害があったような時に出されて見る程度かなと思っております。このごみステーションに貼り付けるというのが、費用としては約1万円ぐらいでプリントできるそうです。このメリットというのがですね、毎日通る時、それからごみを捨てに行くとき必ず見ますよね。で、毎日見ることによって、自分の地区の避難場所、で、連絡場所、連絡方法というのが、毎日見ることによって目に焼き付くということがあります。いざというときにですね、そういうのがあれば、うちの地区だったらどこに逃げればいいのか、どこに避難場所があるのか、で、その避難場所以外にも緊急の連絡先はここであるというのがプリントしてあると、非常にいいんだと思います。費用もそんなにかからないということで、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、今のところ全然検討する余地がないということなんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）来年度、町の方といたしましては、避難所案内看板の方を増設するように予定しておりますので、そちらの方で対応したいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）避難所案内看板、これ昨日の住吉議員の質問にもあったんですが、避難所が分かりやすいのもありますが、避難経路というのも非常に重要なんですよね。で、このハザードマップの縮小版みたいな形で、その地区に限定した縮小版みたいな形で貼り付けることによって、避難場所、避難経路というものはっきり明示、赤い矢印で書くとかですね、そういうこともできるそうなんです。是非これ非常に安い費用でできるんで、検討をしてみたらどうかと思うんですが、検討にも値しないということなんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）各家庭でのハザードマップの保管状況というのはちょっとよく分かりませんが、町としましては、防災意識を高めていくことによりまして常日頃からハザードマップを各家庭で見えていただく、そういった方向でですね、防災意識の高揚を図っていきたいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）それは理想はそうなんですが、なかなかやっぱり現実的にですね、このハザードマップを見られても、これがどの程度っていうのが、把握できる人はなかなかいないと思うんですよね、これ。ここら辺が、例えば2メートルの浸水域だと考え

てもですよ、まず、多分起らんだろうというのが普通の人の考えですよ。で、防災意識を高めるとおっしゃいましたが、なかなかそれが、例えば防災訓練をするっていうてもですね、自治会で防災訓練をするにしても参加者がなかなか出てこないというのが現実ですよ。ですから、これ毎日目にすることによって、避難場所、避難経路というのを、まあ、ゴミステーションにこれは限らんとするんですけど、なんかそういう方法で、毎日目にするによって周知していくっていうことも非常に有効だと思うんです。で、前回大江議員が質問されたように、例えばコンビニとかいうふうな手もあります。ただ、ゴミステーションの場合は、自治会の中に3か所か4か所必ずあります。その地区に限定したマップを作れば非常に有効だと思うんですが、ぜひ今後の検討課題として検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）繰り返しになろうかと思いますが、やはり自治会等でも自主防災組織にいたしましても、なかなか参加者というのは、多くの方に参加していただくことが難しい状況でございますが、徐々に、やはり、最近の災害等を見られてですね、大分皆さん、意識は高まってきてるんだろうと思います。引き続き、町の方といたしましても、啓発の方を進めてまいりまして、防災意識の高揚を図っていききたい、それぞれの家庭において避難経路、避難所というのを確認していただくということの周知に努めていきたいと考えております。

○10番（多田）はい、終わります。

○議長（久留島）11番、宮坂議員。

○11番（宮坂）11番、宮坂です。本日1点ほどお願いします。町花ひまわりに対する町の取り組みについてでございます。去る11月27日、町花ひまわりの栽培普及活動に取り組んできたひまわりの会が解散しました。この会は今から約25年前に、当時の海田町商工会婦人部が、ひまわりいっぱい運動として町内に輪を広げ、20年前の94年に住民団体として組織されたものでありました。この会が海田町活性化アピールに大きく貢献されたこと、またボランティア活動の大切さを、すばらしさを教えてくれたのは間違いないでしょう。会の解散にあたって故田原利春会長をはじめ主要メンバーの高齢化や東広島バイパス工事の本格化に伴う用地の代替地問題等もありますが、財源の問題が大きな点でもありました。数年前までは、各幼稚園や保育所、小学校に、会で購入したプランターを配布し、あるいは町内の会の賛同者にプランターを買って花を咲かせるまで

の作業をしていただき、夏の１週間、ひまわり大橋に並べるといった行事も行っていました。それらのおかげで、海田といえばひまわりだよねと、町内外から言われるようになりました。今後もそのように言われるために、町として、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宮坂議員の質問に答弁をいたします。町花ひまわりに対する町の取り組みについての質問でございますが、町花がひまわりであることは、町民に広く定着しており、行政としても新たな取り組みを行う予定はございません。今後も、町民の皆様の自主的な活動を期待しております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○１１番（宮坂）町長、そりゃあひどいよ。ねえ。まるでもう受動的というか、町民がやるのを支援するという、そんぐらいの答弁はあると思ったんですけど、町として全くやる気がないという答弁に聞こえるんですよ。あなた、海田町の中でもひまわりプラザがあって、ひまわり通り、これひまわり通りアベニューっていうふうに直してもらいましたけども、なんだあと、ひまわり大橋、さっきも申しましたけど、町としてもうひまわりっていう、定着してるんですはっきり言って。これ、いい意味なんですよ。だから、町として新たにね、そういった団体がなくなった上では、何かしらの事をしないといけないんだけど、じゃあ、あらためて聞くけど全くやる気ないんですか、町としては。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいましたように、主要な建物にひまわりという名前、それから道路とかそういうところでやってきております。こういうことは継続してまいります。いわゆる今回の趣旨が、ひまわりの会がなくなった分、町が行政として、前面へ出て新たな何らかの取り組みをとる趣旨と受けとめましたので、新たな取り組みというところは考えていないという趣旨でございます。あくまでも、やはりこれは住民の方からの盛り上がり、私もこの間の解散総会へ行かせていただきましたけども、私が就任する前からのいろいろな活動をずっと見させていただきました。そういった、住民の方の地道な活動ということが今回の定着に結びついておると思いますので、行政が何らかの新たな施策を打つというのではなしに、住民の方の、今回組織的な活動というのはなくなるとは思いますが、それを、それぞれの住民の方、あの日もいろいろおっしゃってました。そういったものを引き続いていただくということをお願いすると、そういう趣旨

でございます。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）今、副町長答弁されたんですけども、解散総会、副町長も来られておりました。ちょっと意地が悪いことを言うんですけども、そうすると、その時に挨拶に副町長の方に行こうと思ったら、副町長、居心地悪いんかどうか分かんけども、早期に退場されていなかったんですけど、あなたね、あの時に解散する団体に対して、今後ともよろしくお願いしますというようなこと言ったんですよ。なくなる団体に対し今後ともよろしくってどういうことなんですか。あんまりにも矛盾してるんおかしいなと思って、これ意地が悪い質問になるかもしれないんだけど、もっとね、町としてね、能動的に主体的に取り組む必要があるんですよ。で、質問の中で書いたんですけど、例えばね、各小学校、幼稚園、そこに以前は、ね、プランターを育ててもらって、それによって子どもたちも、ね、幼稚園、児童、保育所、ね、そういった子どもたちも、町言えはひまわりという意識が芽生えてたんだよ。そういった活動をね、新たにやるっていう考え、それもないの、どうなんですか。あまりにも寂しいですよ。もう一回お願いしますよ。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あの日、町長の挨拶を代読しましたが、ひまわりの会に今後ともお願いするというのではなしに、ひまわりの会にいらっしゃった皆様方に、今後とも、そういった、自主的な、お願いするという趣旨で申し上げました。その、読み方がまずかったらあれですが、私としてもあの日ずっと過去の、私が来る、もう一度申しますが、来るまでの、やってこられたのを見て、それぞれの住民の方がやってこられたそのすばらしさというのはよく分かっておりますが、これ定着しましたのは、行政が前へ出るのではなく、あの会員の皆様方がそういった活動してこられたから、定着してるんだと思います。そういう意味でいきますと、ここでまた行政が出るというのでは趣旨が覆ると思います。そういう意味で、私どもが何か手伝えるところがあればまた考えますが、そうではなしに、あれやこれや行政が何かするのではなしに、こういったことをやろうと思うけども何かそこに行政の方が手伝えないかというところがあれば、それはあの日も周りの方とお話をしておりましたが、そういうことはお受けいたしますが、そうでなしに、今議員がおっしゃられたように、この後行政が何か具体的な、行政主体でやれば、せっかく今まで、ああいう活動がされてきたことが損なわれると、逆に私は思います。今お

っしゃったようなことも、それぞれの保育所からとか、いろんなところから声が上がってくればそれは考えますが、それをそういう活動をするようにという形で学校や幼稚園に言っていけば、せっかくあそこまで、私、あの日申し訳ないんですが、最後の方ちょっと欠席させていただきましたが、ずっと歴史とかそういうようなところのスライドショーとかそういうのもずっと見させていただいて、それをすごく良いことだったと思います。しかしそれが何でよかったかということを考えた上で、あの日挨拶をさせていただきましたし、今日の町長答弁もそれを十分に私は踏まえていると思っております。ここでまた行政が何か出るんでは、せっかくの会の活動に水を差してしまうんじゃないかというふうに、私は逆に思っております。

○議長（久留島） 宮坂議員。

○11番（宮坂） まあ、副町長言われることも分かるんですけども、ただね、やはり、財源の問題等もあるんですよ。このひまわりの会に対して、町が、見えないところである程度補助されてるのは僕も知ってます。知ってるんですけども、町民の方からね、声が上がってきた段階で町としてバックアップするんじゃないかって、それが水かけ論なっちゃうかもしれないんだけど、町がね、イニシアティブをとって、どうですかやってくれませんかどうですかということをやらないと、なかなか、住民団体、町民としても、なかなかなくなった段階から、ゼロからの、はっきり言ってマイナスなんですよ。の団体からやっていくのは非常に難しいんですよ。だから、あえて聞くんですよ。町としてこのような活動をやってくれませんか、そういった団体はどっかありませんか。そういったの多分ないと言われるんだけど、じゃあね、同じことになっちゃうんだけど、ひまわりのまち海田っていうふうに大きくうたってるんですから、そのことに関してね、もう少しバックアップする体制も必要だと思うんで、それをまずね、町民の方からでないと町としてはできないというんだったら、あんまりにも無責任過ぎるっていうか、町花ひまわり、ひまわりのまち海田、それに対して、なんていうのかな、反故にしているっていうか、あんまりにも無責任過ぎると思うんですよ。今の段階では、副町長、町長、言われたように、それ以上の答弁多分出ないと思うんですけども、今後ね、もし住民団体から、さっき副町長言われたんだけど、こういった活動がしたい、ね、そのため財源がどうしてもないんだっていう声が出た場合には、具体的にある程度バックアップする考えはございますか。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） くしくもあの日、ひまわりの会の解散総会が行われた同じ会場で、西国街道のガイドの会の会合がございました。そこでもある程度申し上げたんですが、そういったものは、まずその住民の方がやろうという認識が出てきたところで行政がお手伝いするんであれば、それから育っていくと思います。しかし、行政主導でつくってあげた場合には、行政の、例えばちょっと引いたときに、そういった活動が衰えていくとかそういうことがあると思いますので、やはりスタートは、まず、住民の、こういうものは、住民の方が、まず何らかの声をあげていただきたい。そうなったあと、どういう形がとれるか、ガイドの会も直接の補助はしておりませんが、例えばよその団体の補助金の紹介をするとか、そういったバックアップをしておりますが、同じようなことが考えていけると思います。私どもとしましては、今後も、広報とかそういったようなところで町花ひまわりを訴えていくというような活動を行ってまいります、そうでない住民の方の活動については、まず、住民の方から芽が出て、それを何らかのバックアップするという手法で考えております。

○11番（宮坂） 終わります。

○議長（久留島） 8番、岡田議員。

○8番（岡田） 8番、岡田です。防災計画の見直しについて。8月に広島市安佐南区、安佐北区で起こった豪雨災害はまだ記憶に新しいところです。地震、台風、豪雨などいつ起こっても不思議ではありません。また、雨雲が少しでもずれていれば海田町で起こっていた可能性も十分にあります。こうした災害では、災害弱者と言われる高齢者だけでなく一般の家庭でも容赦なく災害は襲ってきます。いつどのように避難すればよいか、だれが呼びかけてくれるのか、どこに行けばよいか、特に情報が得にくい高齢者、身体障がい者は不安でいっぱいです。町では警報が出た時点で避難場所の開設をすべきではないか、お尋ねをいたします。また先日、建設産業委員会で静岡県吉田町に行かしてもらいました。地震や津波の避難場所として、陸橋型工作物を建設しており、日常では道路を跨ぐ横断陸橋として住民生活に溶け込んでいるようでした。川や低地の多い海田町でも、陸橋型工作物が何箇所かあってもよいのではないのでしょうか。町で建設すべきではないか、町長の見解をお尋ねいたします。年末年始の生活相談について。ひとり暮らしの高齢者や失業や病気で働けなくなった人たちを対象に、今年も年末の行政による生活相談をされることを希望いたしますが、町長の見解と計画はどのようになっているか、お尋ねをいたします。3番目に、子どもの貧困について。子どもの貧困率が改善されな

い中、受験シーズンを迎えようとしております。今の時代に高校進学はあたり前のことです。町として返還しなくてもよいような奨学金制度を創設していただきたい。進学の夢が実現することは、貧困のスパイラルからの脱出につながり、最終的には海田町の発展にもつながると考えております。町長のご英断を求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問に答弁をいたします。まず防災計画の見直しについての質問でございますが、避難所開設については、避難の必要が生じたとき又は自主避難の要請に基づき適切に対応できることから、警報とともに避難所を開設することは考えておりません。次に、地震や津波対策としての陸橋型工作物については、陸橋にとどまることによって危険な場合があることや費用面から、建設することは考えておりません。続きまして、年末年始の生活相談についての質問でございますが、リーマンショックによる雇用情勢の悪化に伴い、平成 20 年度から年末相談を実施してまいりましたが、平成 23 年度、平成 24 年度と相談がなかったことに加え、近隣町が年末相談の実施を止めている状況も踏まえ、昨年度から年末生活相談の実施を取り止めております。今年度も年末年始の生活相談の実施は考えておりません。続きまして、子どもの貧困についての質問でございますが、以前から答弁をさせていただいておりますとおり、町独自の奨学金制度を創設することは考えておりません。したがって、町としても調査は行っておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田）再質問させていただきます。まず防災計画の見直しなんですけれども、この前の 30 日の日曜日に東小学校で防災訓練があったんですけれども、そのときに、地震と津波の何か警報、訓練ですという警報があって避難所を開設しましたというふうな案内があったと思うんですけれども、まず、案内そのものは、私は全町的に行われたんかと思ったら、西の小学校区だけの地域ということだったんですけれども、なぜ、最初にまずなぜ全町的に放送されなかったかというのお尋ねいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）この度 11 月 30 日の海田町の防災訓練におきましては、あくまでも南海トラフ巨大地震に伴う津波の垂直避難を想定してやらさせていただきました。また東の小学校区であるとか、南小学校区、また海田小学校区では別な要件での話になるかと思いますので、今回につきましては、津波、一番津波で危険性のある海田西小学

校区、それも各町内、順番に回らして、小学校区ごとに順番に回らせていただいておりますので防災訓練につきましては、その順番で今回は西小学校区だけに限定して避難訓練というのを実施させていただいたものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）そういうふうな考え方もあるんでしょうけども、やはり避難訓練いうんか町内放送でそういうふうな訓練を呼びかけるというのは、やっぱりそうさいさい訓練の放送だけでもないと思うんですよね。やはり、8月にああいうふうな安佐北、安佐南の災害があったときですからね、やっぱり全町的にすべきではないかと思うんです。そのときに、避難所を開設しておりますという放送があったと思うんですけれども、行われたんですよね。そのときに避難場に行かれた方がおられます。町民の方で、訓練でもやっぱり行こうと思う人は行かれる訳なんですよね。訓練でもやっぱり。そういう方がおられたんかというのをまずお願いいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）この度の避難訓練につきましては、各自治会の方をお願いして、周知を図らせていただいたものでございます。それで、その放送を聞いて自主的に避難、全然自治会と関係ないところでの避難というのはこちらの方では把握しておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）やはりね、私ね、まず最初思うんですけどね、その放送があつて、そのときに、夕方自治会の会合があったんですよね。そのときに、朝放送しとったんですけども聞こえましたかいうて、ちょっと皆さん方に聞いたら、みんなあまり聞こえてなかったと、放送自体知らなかったという方がかなりおられるんですよね。で、家におった人でも、何か言いよったけど何を言いよったかわからんと、こういうふうな状況だと思うんですよね。で、何年か前に、かなりのお金をかけて防災無線を整備されたんですけども、やはり整備されたんだけど、そういうふうな情報そのものが防災無線を通じて町民の方に伝わる率いうんですかね、ものすごく低いような気がするんですよね。それで、聞こえない人には防災ラジオというふうなことを言われとるんですけど、今、防災ラジオを買われた方いうんか、そういう方の普及率いうんですかね、大体分かります。どれぐらいの方が防災ラジオを買っておられるか。1万1,000世帯ぐらいあるんでしょうけど、それでどれぐらいの方が防災ラジオを買っておられるかというのが。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽） 現在までに防災ラジオの方の販売がですね、約 400 台程度になっております。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） その前に申し上げますが、この度は西小学校区に限った防災訓練をしましたので、防災無線の方の放送は、西小学校区に限定して放送しております。ですから、他については、この上のあたりからの放送はしておりますけども、その他の地域では非常に聞こえづかったことは間違いないと思います。

○議長（久留島） 岡田議員。

○8 番（岡田） この度の放送ですね、西小学校区の私たちが住んどるところでも聞こえるんですよ、聞こえたんですよ。それで、放送が聞こえたんですよ。それを、聞こえたんだけど、私のところは聞こえたんだけど、それを、ほかの自治会ですね、近所の人に聞いたら、聞こえる人もおりやあ、何か言いよったけどもよくわからないと、こういうふうな今の防災ラジオの精度というか、いうふうなんですよ。だから、そういうところをもうちょっとね、町として認識をしていただいて、防災ラジオで放送したから、全て情報が伝わっておると、そういうふうなニュアンスじゃない訳なんですよ。だから、まずそこのところの認識ですかね。それと、避難をするときにですよ、9 月頃だったんですかね、大雨が降ったときに、坂とか熊野は避難所を開設したというふうなことを聞いたんですけどね、で、海田町はしてないと。で、やはりよく、特に、高齢者とかお年寄りの方はなかなか自分では動けないから、そういうふうな、警報とかが出たらすぐに避難所を開設とか、そういうふうなことをしてくださいと言われるんですよ。やはりそういうふうなのを踏まえて、やっぱり、極端いうたら空振りでもいいと思うんですよ。やはりその開設いうんか、そういうふうなことをすべきじゃないかと思うんですよ。例えばこの度でも、避難してくださいという放送が流れたんですよ。だから、ほいじゃあ訓練だけでも避難してみようか、というふうなときに、例えば避難所になっておるところに、だれか、日曜日だから当然避難所は開いとるんでしょうけど、そこに、こういうふうな特別の職員いうんか、そういうふうな方を配置されたんですか。

○議長（久留島） 生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽） まず、防災行政無線が聞こえないときの対応でございますが、防災ラジオも準備しておりますし、その、今回訓練の時にはですね、広報車の方も回らせていただいております。そういった点では、補完ができているものと考えております

ので、必ずしも聞こえないから、避難ができないというような対応ではないようにしていきたい、広報車の方も回数を増やしても、皆さんに聞こえるように、巡回させていたきたいと思います。それと、警報について、即、避難所開設をするということでございますが、必ずしも、警報が発令されれば避難するような状況にあるとは限りませんので、これに対しましては、現状の対応で十分できているものと考えておりますので、もちろん自主避難等ございましたら開設もいたしますので、現状の対応でまいりたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）先ほど、避難所を、避難してくださいと言われたときに、放送があったときにその避難所になつとるところに、そういうふうな、今回訓練なんですけども、職員とかそういうふうな誰か対応されたのか、配置をされたのかというのを、もう一度お願いします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）訓練の時で、11月30日の訓練におきましては、職員、もちろん避難誘導も配置しておりますし、避難所の方も職員のほうを配置して、訓練を実施させていただいたものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）今の答弁で従前どおり自主避難をする場合は、避難所を開設することと言われてましたけれども、例えば、昼間だったら誰かおられるでしょうけども、今のこの前みたいに夜とかいうようなときに、町としてはまだ避難所を開設するまでは至らないと思っておられても、住民の人とかはね、やはり、特に、元気な人だったらね、まあそりゃあいいんでしょうけども、避難に時間のかかる人というふうなのは、これは避難所が開いたらそこへ行きたいというふうなことは思われる訳なんですよ。だから、やはりその自主避難をするから、するときに開けるんだというふうなのではなくて、やはりある程度の、警報が出たと、雨が降つとると、そういうふうな場合ですよ、やはり、ぎりぎりのところでこれ避難所を開設せにゃいけんというふうなところまでを待つんじゃないで、やはり、ある程度のこの早目早目というふうなのが必要なんじゃないかと思うんですよ。だから、極端に言うたら、全然住民の人が来られなくても、やはり、最低でも開けておくというふうなことが必要なんじゃないかと思うんですけども、もう一度その所をお願いします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）現在、現実にはですね、台風接近等に伴いましてまだ注意報レベルでも自主避難のご要望なんかがございます。それが、建物の閉庁後でも、当然受け入れをさせていただいておりますし、ご要望には十分対応できているものと考えております。今後も、そのように対応はさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）良くわからないんですけど、例えば自主避難をしようと、自主避難をする場合ですよ、まだ開いてない時ですよ、どういうふうな、手続き、順序になるんですか。自主避難する場合、開いてなかったら行かれん訳ですからね。どっかに連絡をしてそれから開けるということです。避難しようと思う人が、役場かどこかに連絡をして、それから行きますから開けてくださいというふうな手順になってくるんです。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）自主避難の手順でございますが、今回も台風の直前にそれがございましたけれども、自主避難をしたい方々から、役場の方へ、自主避難をしたい旨の申し出をいただいて、それに基づいて避難をしていただく方の直近の公共施設において受け入れをしていくという形になります。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）そうなるからその前に避難所いうんか、それを開設をしてくださいということなんですよ。それができるかどうかということなんですよ。そうしないと、どういうん、そりゃ連絡をする人はい、連絡をする人はいいけども、そうでない人は、よくわからない訳なんですよ。例えばどこへ連絡をしていいかというのね、役場のそりゃ電話番号をね、夜間電話番号を知っている人だったらええけども、そうでない人いうんか、そういうふうな人のために、早めにそういうふうなところは開設をしといてくださいということなんですよ。で、やはりそういうふうにしないとね、連絡があったから開設をするというふうなことだったら、やはり、ちょっと、考えてもらわないとね。極端に言ったら、この間の安佐南のね、小学校が避難場所になっとったんだけど、行ってみたらだれもおらんかったと。朝6、7時ぐらいに学校の校長先生、責任者が来て、いうふうな格好になりかねんのですよね。だから、やっぱり、早目早目に、ですからそういうふうなことをできないかというふうなことを、ずっと問うとるんですけども、もう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私どもが避難が必要だと思えば、避難準備、それから避難勧告、避難指示と、そういったことをした場合には、これは当然に、その該当地域について避難所を開設する必要があると思いますが、そうでない、例えば台風が来るということでの不安感を感じたからという、この前も自主避難の申し出でしたが、そういうケースにおいて、全ての避難所を開けるとなれば、全ての避難所に職員を夜間常駐させておかなければ、そういうことができません。それは、やはり無理がございます。で、先ほどおっしゃいました広島市のような例でいえば、私ども教訓で思っておりますのは、一定のなんらかがあるときにはやはり避難準備指示を出して、皆様方に、どことどここの避難所を開けておりますから事前に避難してくださいというような、そういった周知をする必要があると思います。それをそうでなしに、例えば台風がきそうだから全ての避難所を開けていつでも自主避難をしてくださいというのは現実的な対応ではないのではないか、そのように思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それはそうなんでしょうけども、やはりね、あの、その、全部をやらなくてもいいんですけどもね、何箇所かをね、それはそういうふうなことをする必要があるんじゃないかと思います。それと、これはそういうふうにな、全てを、この二十何箇所か、もうちょっと違う箇所があるでしょうが、そこに全てではなくて、やはり拠点避難場所とかいうふうなところだけでもね、やはりそういうふうなことをすべきだと思うんですよ。まず拠点避難場所だけでもそういうふうなことをする気がある、やろうと思うのかどうかというのをまず、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）やはりそのときには、最寄りのところというご希望もございますし、寝具とかをどのように用意するかというところもございますので、現在のように、これはもっと広報をしますが、役場にまずご連絡をいただければ、そういった場合に、その方が一番近い、どこが、それから後は移動手段をどうされるのかと、車で来られる、それから和室があるところがいいとか、いろんなご要望ございます。その拠点避難施設で開設ということになると、例えば体育館の床にそのまま避難していただくということになりますから、従来、自主避難の申し出がありましたときには、町民センターですとかひまわりプラザのようなところの和室を用意してという形で対応しておりますが、そうい

った方がきめ細やかにできると思いますので、こと自主避難については、まず役場にご相談していただいて、一番、避難に適したところに避難所を開設するという今の手法が、かなっていると思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）あの、一次避難場所ですか、そういうふうなところでも、和室の、畳のある部屋は何箇所かある訳なんですね、町内ね、点点々というふうな格好で、それはやろうと思えば、いくらでもできると思うんですよね。だから、そういうふうなことでね、ぜひお願いをいたします。それと、今の、津波がある時の陸橋型の工作物いうふうなことだったんですけど、これ、今のあそこの新開の方ですかね、あそこらでもこれはやろうと思うたら、ある程度のものはできると思うんですよね。そういうことを検討する、建設をする考えはないというふうなことなんですけど、そこまでは行かなくてもやはり研究とか、やっぱりそういうふうなちょっとどういうふうなものがあるか、ちょっと調べてみようかというふうなことはね、ちょっとやってもらいたいんですけどもね。その辺のところはどういうふうになつとるんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）海田町の場合で言えばですね、南海トラフ巨大地震に伴いまして、最大波の到達時間、こちらの方が、約4時間と想定されております。それで、こういった陸橋を建設されておられるところは積極的に建設されているところというのが、静岡県でありますとか高知県でありますとか、時間的余裕がないところが、そういった早期に避難できる場所の確保ということで建設を進められているところがございます。先ほども申し上げましたが、最大波の到達時間が約4時間ということで、海田町といたしましてはその時間を活用して、できるだけ安全な高台への避難というのを推進してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）時間的余裕があると言われますけどもね、そりゃ、元気な人とかね、何回も言いますが、そういうふうな人なら時間的余裕があるんですよね。高齢者とかそういうふうな人に対して、どういうふうにするかなんですよね。さあ、速報がきたと、津波が来ますよと、4時間後に来ますよというようなことを言うても、それはさっとできないから、やはりそういう高台いうてもね、なかなか高台の方に歩いて行くいうても大変なんですよ。だから、車で行くいうふうなこともなかなかできませんからね、そう

いうところには。そういうふうなところを、時間的に、この余裕いうんか、があるんだけど、余裕があるからつくらないというふうなのではなくて、やはり余裕が、若い人はあるけども、高齢者とかそういうふうな体の具合の悪い人には余裕がない訳なんですよね。その、1時間、2時間いうても。だからそのところは、どういうふうな対処、どういうふうな計画いうんか、避難誘導いうんですかね、そういうふうになつとるからいうても、高台に避難せえいうても、そりゃ無理なんですよね。はっきりいうて。高い所いうてもね。だから、そういうふうなのをどういうふうにするかということなんですよ。だからそういうふうな高台とかいうふうな、町長、今のこの辺から離れてじゃなくて、近くのところとか、それを、そういったところを前もって開けておくとか、そういうふうなことなんですよね。だから、高台避難とか、時間的に余裕があるから、今すぐ大丈夫だというふうな、そういうふうな観点じゃない、ない、だめだと思うんですよね、やはり。だから、その辺をどうされるんですかということなんです。だから、もう少し高台でなしに、安全な所をつくってくださいということなんです。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）陸橋についてでございますが、これも、想定以上の津波が来た場合、逆に、そこに留まることによりまして危険な場合もあるかと思います。また、逆に陸橋があるからということですね、その海の方方向にあえて逃げるような場面もあるかと思います。そういった危険性もございますので、できれば、海田町の場合としましては、高台や、丈夫なビルへの垂直避難、そういったことに重点を置いて津波からの避難を考えております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今の課長のに少し補足しますが、この度の西小校区の避難訓練においても、避難場所の前に、まず逃げるのは垂直避難ということで、マンションの方々にあればマンションの上へ逃げる、それから、そうでない方々は西中学校の教室の上の階へ逃げるということを、対応させてもらいました。そういう意味では、高台にという場合だけではなくに、そういった、現在ある建物における垂直避難、ですからこれはいくつかの今ビルの方々にその場合の開放とか、そういうのをお願いしておりますし、これは続けてまいろうと思いますけども、そういったことをやっていくということをすれば、一番最初に課長が言いましたように、太平洋沿岸で直ちに津波が来る、至急に、その場で、ほんと10分20分の間に何らかの対応をしなければいけないという地域と、我が町では、

少し変わっておると思いますから、我が町に合った、そういった垂直避難の手法を考えるべきということで、そういう中では、陸橋というのは我が町にはあまりふさわしくないんじゃないかということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）そういうことですからね、小学校の方にね、高台があるかどうかというのは疑問なんですけどもね、それと今の年末年始は相談はしないということなんですけど、今、選挙で、安倍首相はものすごく景気が良くなったというふうなことを言っとるんですけども、二分化、すごく株で儲けた人というのはほんのわずかなんですね、100億円以上儲けた人は100人ぐらいしかおらんと、あとは全然恩恵をあずかってないと。むしろ格差が拡大しておるというふうなことなんですけど、やはりこの開設というふうなのは、相談に来られなかったというふうなのはそれはそれでいい事ですからね、やっぱり開設すべきじゃないかと思うんです。もう一回そのところお願いします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）当初始めたのが、雇用状況の悪化に伴い、年末の年を越せない方に対してということで、始めたものでございます。通常の相談につきましては、開庁時ですね、開庁時で相談は対応できると思っておりますので、今、雇用情勢が改善された中では、年末年始は必要ないかと今考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）あと、子どもたちの貧困率なんですけども、調査をしていないというふうなことなんですけど、なかなかこれ調査いうても、単町ではできんと思うんですけども、この町の意識としてですよ、貧困率そのものは、さっき言ったんですけど、安倍さんは景気が良くなった良くなった言うたんですけども、貧困率そのものは悪くなっとるんですよ。以前に比べてね。そのことについてどういうふうな認識を持っておられるのかというのを、お尋ねします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）国が出されている貧困率につきましてはですね、年々、直近で言うと平成24年度数値になると思いますけど、16.3パーセントと悪化しているというのは認識があります。ただし、この奨学金につきましてはですね、ほかの貸付制度とか給付制度がありますので、それを活用していきたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）今の貧困率が、大変悪化しとるから、2014年か、厚生労働省でも特別の何か対策をとるといふうなことはね、載っとったんですよ。そこまで悪い訳なんですよ。今の、先ほど言いましたように、選挙で安倍さん景気が良くなる、いいんじゃない、いいんじゃないいふうなことを盛んに言っとられるんですけど、実際はそうじゃない訳なんですよ。で、今例えば、海田の小学校、中学校やなんかでも、貧困率やなんかでもばっと表面に出てくるいうていうたら、例えば、朝、ご飯を食べてこない子どもとかいうふうなのが分かりやすいとこで表面的にでとる訳なんでしょうけども、そういうふうなところ、例えば朝食を摂ってこないとかいうふうな児童・生徒、それがどれぐらいいるかいうのは、大ざっぱでもなんかこう把握をされております。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）朝食についての欠食率については調査をしております。だいたい欠食が、大まかな数字ですけども、3パーセント前後と推測をしております。ただこれが、朝食の欠食がですね、今議員ご指摘の貧困につながるかといったら、これはちょっと私は、そのままつながるとは思っておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それといろいろあるんでしょうけども、いわゆる就学援助みたいな、そういうふうな、どんどん使われるのは結構と思うんですが、そういうふうな、貧困率との関係でやはり就学、えっとあれなんですかね、就学援助金か、ああいうふうな、どうしても関係が出てくると思うんですよ。で、やはりそういうふうな中で、今のこの認識いうんですかね、なんかあまり、昨日の一般質問の中でも、海田町の小学校、中学校非常に成績がよくなったというふうなところで、そちらばかりに目がいって、本当は全体的に底上げいうふうな格好になればいいんですけど、実際はそういうふうになっていないんじゃないかと思うんですよ。やはりこのなかなかこう表に出にくい部分なんですよ。実際に。例えば今の所得にしても、下がとる訳なんですよ。親の所得がそのまま子どもに反映する訳なんですけども、下がとる中で、この中でどういうふうな貧困率そのものも上がとるいうんか、そういうふうな格好になってくると思うんですよ。だから、特に教育委員会やなんかもそうなんでしょうけども、この問題は、あまり重きを置いて捉えてないように思うんですけども。実際に、この、どういう、貧困率そのものなんです。高い訳ですからね。特に日本のような国の中で。豊かだ豊かだ生活水準が高くなった高くなったと、所得が上がった、上がったと、片一方じゃ言うんじゃないけど

も、実際はそうじゃない訳ですからね。そこのところをどういうふうによく言われる 122 万円ですかね、これが境で、それを見るという指標がある訳なんですけども、この辺のところをどういうふうに捉えられておるのかと。やはり海田町でもやはり、こういうふうな問題いうんか、これはものすごくあると思うんですけど、その辺の認識はどういうふうな認識で捉えられとるかというのをお尋ねします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今の質問の中で、貧困率についてもしくは、経済的に大変な子どもたちに対しての取り組みが薄いんじゃないかというご指摘がありました。私はそんなことは全く考えておりません。逆にですね、今の学力の向上なんかで言ったら、私が力を入れているのは平均点が 30 パーセント未満の子どもなんです。この子らをしっかりと力をつけること、これが、私は海田町全体の学力につながると思ってますので 30 パーセント未満の子どもの率は、ほとんど今ゼロに近づいております。これ私は、上位の子どもとか、経済力のある子に力をつけるという発想は、私は重きを置いておりませんので、そこは、私は今のご指摘は納得できないところがあるということでございます。それともう一点、確かに経済力の部分と、それから学力というのは多少比例しているところは体感的には持ちます。ですから、私はもっと 30 パーセント未満の子どもとか低位の子どもに力を入れていきたいと、その取り組みは今からも続けていきたいと思えます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田）まあ、今の教育長の答弁だと、海田町はそんなにまあ貧困に向けた、全国平均に比べたらそうたいしたことはないというふうな答弁だと聞こえたんですが、この問題はなかなか表に出にくい部分なんですね。例えば、今の、ちょっと話は違うかもしれませんが、海田町にあそこに大きな塾があったりして、それがなくなると、結構あのほかでも塾が何ぼかある訳なんですね。結構、行つとる訳なんですよ。なかなかそういうふうなものもあって、学力が向上しとるいうふうなものもそういうふうな一因もあるんじゃないかと、私は私なりに思うんですけどもね。だから、やはりそりゃあ学校は学校で頑張っておられるんでしょうけども、やっぱりそういうふうな所の学力の付け方いうふうなもの、結構、学力アップに起因しとるんじゃないかと思うんですけど、貧困率はそんなに重きを置いてないというふうな答弁だったんですが、もう一遍ちょっとね、このところもう少し、また別の角度から貧困率の事についてね、考えてもらいたいと思います。以上で終わります。

○議長（久留島）12 番、西山議員。

○12 番（西山）12 番、西山です。3 項目数点について質問いたします。まず最初に、公会計の整備促進についてでございます。本年 5 月 23 日に、今後の地方公会計の整備促進について、固定資産台帳整備の準備等総務大臣から通知がまいってまいりました。わが町におきましては、9 月議会で補正予算におきまして、固定資産台帳整備のため予算が計上され可決されました。そこで質問いたします。次に求められているのは複式簿記の導入でございますが、この複式簿記の導入の取り組みの状況はどうでしょうか。次に、平成 29 年度までに統一的な基準による財務書類等の作成を予定をしていますが、わが町のそれに向けてのスケジュールは、どのようになっていますでしょうか。次に、地方公会計の推進には人材育成が急務でございますが、組織体制は整備されるお考えはございませんでしょうか。次に、地域医療介護総合確保推進法の介護保険制度について、質問いたします。地域医療介護総合確保推進法は、高齢化が一段と進むのに備え、医療費や介護の仕組みを見直すため、医療法や介護保険法など、19 本の改正案をまとめた法律でございます。その中で、介護保険制度の改正について質問いたします。1、要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行については、準備状況に応じて、平成 27 年度から 3 年以内に完了という日程設定となっておりますが、わが町の計画はどのようになっていますでしょうか。2、特別養護老人ホームの入所が要介護 3 以上に今後入所制限になってまいりますけれども、海田町の実態と今後についてお聞きいたします。次に、3 保育所を統合し民営化にすることについての質問をいたします。町立 4 保育所のうち、建物の老朽化のため 3 保育所の建替えを、将来を見据え、また議員の提言を踏まえ、統合民営化で設置運営を決められ、町議会保育所整備特別委員会で説明を受けました。そこで質問いたします。土地は町が準備し、建物・運営は民間事業者となりますが、建物に対し、保育所設置基準以外について、町は、助言・提案はできるのでしょうか。次に、平成 27 年度に民間事業者を公募されますが、公募に参加される業者がない場合の町の対応は、どのように考えられていますでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に答弁をいたします。まず、公会計の整備についての質問でございますが、1 点目については、国の基準に基づいて期末に一括で処理する方式により、複式仕訳を導入したいと考えております。2 点目については、平成 29 年度中に財務書類を作成し、公表したいと考えております。3 点目については、担当職員を研修

に参加をさせております。続きまして、介護保険制度についての質問でございますが、1点目については、新しい総合事業の要支援者の訪問介護・通所介護につきましては、事業の開始を平成29年4月まで猶予できることとなっております。本町におきましては、サービス提供事業者などの体制整備や周辺市町の状況を見ながら、できるだけ早い時期に移行してまいりたいと考えております。2点目については、介護保険法の改正により、平成27年4月1日から、特別養護老人ホームの入所は、要介護3以上の方が対象となっておりますが、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情で入所が必要と認める場合は、特例的に入所が可能でございます。また、現在既に入所している要介護1・2の方につきましても継続して入所ができる制度となっております。続きまして、3保育所統合民営化についての質問でございますが、1点目については、民間事業者募集にあたっての仕様に、継続的な保育を確保するための町の考えを盛り込みたいと考えております。また、事業者を決定した後には、よりよい保育サービスにつながるよう、必要に応じて協議をしたいと考えております。2点目については、整備用地を町で用意した上で、施設整備に対する補助金も運営事業者の公募が確保できるような内容にし、公募が十分にあるような条件で募集したいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）はい、再質問いたします。まず最初に、公会計の整備促進についてでございますが、複式簿記の導入は、基準に基づくといいますと、もう近々に複式簿記を導入するよという方針が出てまいりと思いますが、その時にはもう即導入を図られると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）この度の公会計の見直しにつきましては、現行の予算決算を、引き続き生かしたままで補助的に複式の仕訳を導入するものでございます。先ほど町長の答弁にもありましたように、期末ではありますが、一括に複式仕訳を行いまして、国の基準に基づいて複式簿記の導入を進めていきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）ご存じだと思いますけども、現金主義の複式簿記は、今までは改定総務省モデルで十分でしたけども、今回の新会計におきますと、現金主義の複式簿記を要求してきております。ですから、今まで私たちにいただいている複式簿記のデータは何も意味がないと私判断しておりまして、現金、それを一括に年末に処理するというのは認めて

おりますが、それはご存じの上での、今の答弁でしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）現在、全国の自治体で、複式簿記の導入についてはそれぞれ取り組まれています。議員ご指摘の複式簿記の導入という、日々仕訳による複式簿記の導入については、東京都であるとか、大阪府といったごくごく一部の団体が先行的に取り組んでおるものでございます。この度、国の方で示されている基準につきましては、あくまでも現金主義による現在の予算決算は生かしながら、期末の一括で複式簿記を導入し、バランスシートであるとか、固定資産台帳といったものを作成するというものが趣旨でございまして、それにつきましては、国の定める基準に準じて導入を進めていきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）認識が違いますので、ちょっと私調査研究させていただきます。そういたしますと、平成29年度中に財務処理を作成するというのも、今ご答弁のあった複式簿記での財務書類を作成するということでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）この度導入を予定しているのは、国で定めております期末一式一括仕訳により、複式簿記の導入をして、29年度中には策定をしたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次にですね、今回の地方公会計の推進、またその財務書類の作成、固定資産台帳の作成を済ませますと、今度はそれをどのように、利用・活用し、町民の皆様の大事な税金を有効に活用するかという、今度はマネジメントといいますか、計画、総合計画といいますか、そういった、今後の町の財政のあり方、今後の道路、下水、水道も然りですけども、公共建物等の活用方法も、この固定資産台帳を作成することにより、またその今後の、そのために会計制度を、企業と同じように、償却とかいろんなものを導入をした公会計制度に変更になっていく訳ですので、今後今までと同じような体制といいますか、同じような考えで、町を運営していったら、遅れてしまいますね。ですから、私が今回、提言しておりますのは、この固定資産台帳導入を図ったあと、今度、財務書類も含め、それをどう活用していくか、どう運用していくかということに対して、やはりプロジェクトぐらいは組んで、今の初期段階から、精通した人を育成する必要があるんじゃないかと思い、今回質問させていただいたんですけども、答弁は、担当職員

を研修に参加させておりますっていう、その、年に何回、どういう形の研修に参加されているのか分かりませんが、そういたしますと、プロジェクトをまず立ち上げられる、今後の海田町の運用に対して、そういった視点をお考えになる考えはないでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず、固定資産台帳の整備に伴う今後の変更点ですけれども、固定資産台帳により全ての資産を評価をしていくということになりますので、将来的な、期間といえますか、何年頃にどれくらいの整備が必要になってくるといったものが、数字として見れるようになるものと考えております。それにより、あらかじめ、いつ頃改修の経費が必要であるといった長期的な視野に立った財政運営ができるものというふうに期待をしております。それと、続きまして、職員の育成でございますけれども、この度の公会計の改定につきましても、これも大きな改革であるというふうに考えております。現在、県においても、研修を開催をされておりますけれども、いろいろな団体でこの公会計につきましては、研修が開催をされております。できるだけ職員の方、参加をさせていただきまして対応してまいりたいと考えておりますけれども、プロジェクトチームといえますか、これは主として財政課が担当すべきものというふうに考えております。できるだけ多くの研修に参加をさせて、財政課の中でですね、公会計に関していえば、その専門として対応できるような職員の育成に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）国が考えてますのは財務処理、複式簿記云々で、今の財政課で対応できる問題ではないんです。全庁的な、各下水道なら下水でどうしてか、水道会計なら水道でどうしていくか、各課の全てで今後どうしていくかというのを国は求めている訳ですね。今まで研修にいらしてましたら、そういうところまで発展した研修は、随時行われていますけれども、そういった研修も、海田町の職員は研修に行かれたことがないんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）現在、公会計制度の見直しについての研修につきましては、まず、この度の国の方針がどういった内容のものであるかといった、制度的なものの研修が主であるというふうに考えております。これから、国の方でマニュアル等作成をされまして、今後は、具体的に作成するための研修が主になるというふうに考えておりまして、おそ

らく、今から開催される研修の内容も変わってくるものと思います。今後は、そういった研修にもできるだけ参加をしていきまして、国の定める基準に的確に対応していききたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次に、地域医療介護総合確保推進法の介護保険制度について再質問をいたします。今回この改正でご存じのように、大きく変わりましたのは、要支援者の訪問介護、通所介護の総合、元は介護保険制度で行われていたのを、町が制度をやっていくということに、大きく変更になりました。これで危惧されておりますのは、ここの今日の答弁では、体制整備や周辺の状況を見ながら移行していくって、答弁がございましたが、このやり方によっては、各自治体間の格差が生じていく問題がある訳ですね。その辺について、海田町は、今介護保険制度の中で行われているサービスを、ずっと行って、最低でも行われるのか、それ以上に、ニーズに合わせた、もっと充実した介護、訪問介護、通所介護の事業を展開される予定なのかを、まずお聞きいたします。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）新しい総合事業になりますと、現在国が示しております現行のサービス提供に加えて、それよりゆるやかな基準のサービス、または地域のいろいろな民間事業者も含めたサービスを地域の中で、協議しながら開発して展開していくことになります。決して介護保険制度の中の一律の予防給付というだけではなく、地域の中で、一高齢者を支えていくという支援体制をとっていくということになると考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）じゃあ、その支援事業を考えていかれる中で、今課題となっている問題は、入院なさった方がおうちに帰られた時に、この体制をどうしていくか。要は要介護にならないような支援の拡充をしなければ、手厚い支援をしなければ、そのまま要介護に移行していかれる頻度は高いと判断してる訳です。そういたしますと、言われましたら個々の、個人の個々の入院なさって帰られたときの、早く予防をされて、要介護にならないような施策展開は、まず考えておられないでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）現状でも、入院された方からの医療機関からのおすすめで、入院中に要介護認定をしている現状があります。その目的は、帰ってからのサービスをき

ちっと導入するということになります。で、新しい総合事業になりましても、この体制というのは継続しますし、現行のその方の必要なサービスは、現行のサービス事業所も継続して行いますので、サービスが低下するということはないと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）ちょっと角度が違いまして、入院されて退院されるときに、もう要介護になられる、症状の方は仕方ないんです。もう要介護でその方をどう介護度を上げないような施策展開をするかっていうことですが、そうではなくて、退院されたときに、要支援の段階の方が退院なさったときには、きめ細かな対策をとれば、要介護に移行しないのではないかと。そういった支援策を町ではお考えではないでしょうかということなんですが。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）要支援の方に対しましても、訪問介護と通所介護は総合事業に移行いたしますけれども、その他の要支援のサービスは継続します。また総合事業に移行いたしましても、その方に合ったサービスをケアマネージャーがつきますので、きちっと対応して、要介護にならないような、状況を悪化させないような支援は継続して行っています。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）そういたしますと、今、国の方で言われているのが、医療知識を持った介護支援専門員の確保が急務だと言われておりますが、海田町におきましては、この専門員を確保するお考えはありますでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）要支援の方につきましては、地域包括支援センターがケアプランをケアマネージャーとして活動しておりまして、地域包括支援センターの中の職員に保健師が必ず入っておりますので、また、海田町の地域包括支援センターには看護師の雇用も行っておりまして、継続して訪問や支援を行っておりますので、医療的な知識を持った支援というのは継続して行っていきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今回の介護保険制度の改正に伴いまして、終末医療を実施していただいている医療機関が少ないという、その、高齢化が進む中で、海田町には、1病院が終末医療といいますか、24時間体制で高齢者を見回ってくださる病院がございますが、こう

いった病院の促進といいますか、医師会に対して促進をされるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）現在海田町におきまして 24 時間体制で終末期まで支援したいというふうに考えていらっしゃる病院は 3 医院あるというふうに聞いております。安芸地区医師会におきましても、終末期を在宅で看取するという方向については、支援していきたいというふうなお考えを持っておられますので、今後、町と医師会と連携は強めていきまして、海田町におきましても、終末期を在宅で迎えるような体制を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次に、特別養護老人ホームの入所基準が今回随分変わってまいります。

先ほどの答弁では、現在入所されている方はそのまま継続して入所できる制度となっておりますので問題はないのですが、今後、制度改正になりますと、要介護 1・2 の方は、特例を除くと、入所ができないということになります。そういたしますと、有料老人ホーム云々に入所されようとされますと、随分、高額、年金、今の高齢者の年金というのは、それこそ先ほどの質問のように、格差が随分あらわれて、有料老人ホームでも十分に入られる方もいらっしゃいますが、自分の年金だけではそういった施設に入れないという方も、多々多くあられると思いますが、海田町はこの点につきましては、どのように対処されるお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）平成 27 年の 4 月から特別養護老人ホームにつきましては、要介護 3 以上の方の入所になりますが、町長答弁がございましたように、特例入所という方法がありますので、町と施設が連携いたしまして情報共有しまして、適切に入所できるように支援していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）特例的にというのは、財政的というのはあるとは思いますが、そういたしますとほとんどの方が、入所できるという、国は特別養護老人ホームの建設を控えたという、多くなり過ぎて待機が多過ぎて、基準を見直した訳ですね、入所基準を。それにもかかわらず、特例的にそういう方はちゃんと入れるようにしますって言われても、現実的には不可能な問題でございますよね。そういったときに、海田町、よその行政もちょっとお聞きはしておりますけど、違った施策を展開しないと、高齢者の方が、

安心して暮らせないという、ますます貧困っていいですか、そういうものが拡大していく可能性があります。そこでお聞きしますが、この入所基準が変更になったことに伴い、入所できない、財政的にですね、入所できない方が多々出たときには、私は早目に、海田町としてその施策を打っていく必要があると思いますけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。どのような方針でしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在、介護保険の改正に伴ってどのようにするかというところを検討しておりますが、その中で、いくつかありますのが、単町で全部できるかというようなところで安芸郡4町の共同化とかそういうようなことで何かできないかとか、いろいろと検討しております。近いうちにまずこういう形でということ、皆様方にご説明する機会をつくりたいと思っておるんですが、今議員おっしゃられた部分だけじゃなしに、今回の改正に伴っていくつかの課題が出ておりますので、それをどう解消するか、まだ全部解決策を見出しておりませんので、こういう課題が残る、若しくはこういう課題はこういう形で解決するというのを、できるだけ早いうちに皆様方にお示ししたいと思っておりますが、その中で、今の問題につきましても、ご説明させていただきたいというふうに、はっきり言いましてまだ具体的にこうするというのをオープンにする状況にございませんので、そういうことを気にはしておりますが、また、もうしばらく、違う機会でご説明させていただきたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）続きまして、3保育所を統合して民営化についての再質問をいたします。

この、建物に対して、町は助言提案ができますかという質問をいたしました。そのことに対して、明快な答弁はございませんが、実は、建設産業委員会で、吉田町に、今回、津波防災対策で研修に行かせていただきました。その中の説明の中で、1か所、防災機能を備えた保育園の整備をされてたんです。それも、都市防災総合推進事業を活用して、ほとんど町の持ち出し、あまりなかったと言われる、保育園を整備されておりました。それは詳しくは、視察目的が違っておりましたので、そんなに詳しくはお聞きすることはできませんでしたが、基準保育所の機能を充実させたっていうのは、大広間をつくりましたと。そこが、避難場所に、一応、母子専用避難支援センターというものを、そこに設置して、あと、避難をしたと、大広間をつくってっていう、補助金をもらえたということだったんです。私は、今回の海田町の保育所整備につきまして、今の町の計画で

は、受けた企業が、1階、2階にするか、云々でありましたけど、私は、3階部分を大広間で、この支援センター、母子専用避難支援センターを設置し、そこで、避難ができる避難場所、第2次避難場所として活用し、普段は子どもたちのお遊戯とか入卒園の式典もできますし、こういった前向きな施策展開を企業に提言していただきたいと思うんですけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今から公募条件を定めてまいります。逆に、今おっしゃいました部分が、どういう手法でどういう形、それが民間とその町立がどうだったかというのがございますので、その点については、今から公募条件を定めて行く中で十分研究させたい、場合によっては行かせた上で、同じ町へ行かせてどういうふうにしたかというところを研究させたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）最後にちょっと厳しい質問をさせていただきましたが、十分な、確保できるような公募内容にして募集をかけたいというご答弁でございました。しかし、いくらいい条件で公募しても、憶測のことはこの場で言うべきではないんですが、平成29年度の開所は、譲れない時系的な問題でございます。これを公募で集まらなかったから延ばすということとはできない。そういたしますと、もしも公募がないときには、最終判断として町が責任をとるというお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在、担当課の方で、民営化になったところへ、現地へ行かせて、どういう条件でと。例えばだめだったところもどういう条件がだめだったかということをしておりますので、町長答弁のようにしとうございますが、最終的には、子どもの保育場所の確保というのは町の責任だと思っておりますので、その場合には手法を考えなければいけないと思っております。

○12番（西山）終わります。

○議長（久留島）暫時休憩します。再開は10時55分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

6 番、宗像議員。

○6 番（宗像）6 番、宗像です。公民館は生涯学習の活動拠点の重要な位置を占めております。本来であれば、教育委員会として積極的な事業展開の拠点として活用すべきものと考えられます。そうした中で、各公民館における実際の活動は、ほとんどが、自主運営講座になっており、当然に、利用者の固定化が進んでいるものと思われます。教育委員会として、生涯学習を進めていくためには、独自の事業なり講座を展開していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、公民館で主な事業として展開している自主講座において、いろんなトラブルが起きていると聞いております。自主講座の運営においては明確なルールを定めて運営がなされているのでしょうか。次に、町道 6 号線改良工事についてですが、9 月定例議会で、買収予定地の所有権に関する裁判が決着したという説明のもとに、買収に関する補正予算を認めることといたしましたが、その後、用地買収はどこまで進んでいるのでしょうか。昨日崎本議員が同じような質問をされたと思いますが、同じ答弁になるかも分かりませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問の 1 番目については教育委員会から、2 番目について私から答弁をいたします。まず、町道 6 号線の用地買収の進捗状況についての質問でございますが、現在、判決に基づく所有権移転登記の手段中と伺っております。町といたしましては、既に用地測量に着手しており、登記手続完了後、速やかに事業着手できるよう事務手続を進めてまいります。それでは 1 番目の質問につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）公民館活動についての質問でございますが、両公民館ともご指摘のとおり、自主講座での活動が中心でございます。主催講座は充実した事業展開を図っているとは言い難い状況がございます。こうした状況を踏まえ、教育委員会としましては、今後、時代のニーズに応じて、小学生を対象に、郷土愛をはぐくむ講座や、団塊の世代を対象とした講座等の、新たな主催講座の開設を図っていきたいと考えております。また、自主講座の運営にあたっては、公民館自主講座開設要綱に基づき、講師謝金の上限額や定員数等の基準を定めて運営しております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）公民館の自主活動、生涯学習の拠点というふうなことで、大変だろうと思うんですが、新たな講座、新たな対象者、固定された生涯学習としての固定された人たちだけが使うのではなく、広くみんなが使える、それから、広くみんなが生涯学習ができるような体制をとっていかれるべきではないかと思っておりますが、そのような答弁返っておりますが、改めてその決意についてお伺いしたいと思います。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）先ほど答弁した通りでございますが、私は生涯学習施設の課題、特に両公民館の課題は、講座生たちが自分の楽しみのために開いておられる、これはこれでいいんですけれども、もう少し公民館活動というのが、広く企画をして新しい時代に沿った形での主催事業の開設というものを目指すべきだと考えておりますので、これは、早急に取り組んで、少なくとも来年度には是非実現させたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）次に自主講座の件ですが、自主講座開設要綱ができるとは、ちょっと私が認識不足だったんですが、かつてこの問題について、講師の謝金の問題でトラブルがあったとお聞きしております。それで、せっかく定められておるんで、この中身についてお聞きしたいんですが、開設にあたって、要は自主講座そのものの開設の認可基準はどのようになっておるのでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（花本）認可基準についてのご質問でございますけれども、まず、要綱のここに定めてあります主なものとしたしまして、講座数はおおむね10名以上とすること、また、講師謝礼につきましては、1時間あたり4,000円以内とすること。それと、町外利用者につきましては3割以内とすること、それと、あとボランティア等の社会奉仕活動でございますけれども、それに積極的に参加していただくというようなことを基準にしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）きれいに定められていますのでこれ以上言いようがございませんが、この自主講座、きちんとした形で運営続けて、させていただければと思っております。次に6号線の問題ですけれども9月議会で補正をかけて、事業を進めていくということで、副町長の方も答弁されたと思いますけれども、私ちょっとひとつ、疑問を感じておることがございます。副町長は、いつもあの補正をかけて補正を減額するときには、とか、

ほかの場所がもっとやるべきところがあるんじゃないかという、私にしても崎本議員に
してもしたと思うんですけども、そのときには、必ず、ここを最優先で事業を進めてま
いりたいというご答弁をなさってると思うんです。ではなぜ、今までに、この9月補正
かけるまでに、用地買収のための準備をなされてなかった、例えば測量にしても、事前
にできると思う。建物調査にしても、できると思うんですよ。その辺について、なぜ、
もう裁判の判決を待ったら即買収、即ことができるような体制を取れなかったのは、な
ぜか、ちょっと私疑問があるんで、それについてお聞きしたいのですが、いかがでしょ
うか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんのご指摘、ご質問の件なんですけれども、今回の9月補正予
算で用地測量であったり、不動産鑑定評価業務、あと、図面調査は以前実施しております
が、年度が変わりまして時点修正が必要になってまいりますので、それらの業務委託
費と工事費、補償費を計上させていただきました。で、これらの、先に用地買収をする
にあたっては、先の業務委託等を実施する必要がございましたが、裁判の判決を待つて
すぐに着手できるような形でやれば一番良かったのかもしれないんですけども、その
後の登記手続にある程度の時間がかかるということでしたので、その状況を見ながら発
注時期を見定めておりましたので、今の時期になったような次第でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ということはもう既に、測量なり、それから、物件調査ですか、9月補正
以前に済んでて、その時点修正のための補正を組んだと理解してよろしいんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）物件移転調査については終わっておりますので、時点修正の業務にな
っております。不動産鑑定とか用地測量については、今回新規に実施したものでござい
ます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）物件調査を済ませているのに、なぜ土地の鑑定評価が済まされてないん
ですか。本来でしたら、土地の建物調査をするということは、それを買収したいからやる
訳であって、当然、そのために予算組むためには、事前の土地鑑定評価は必要になって
くると思うんですよ。なぜそれが一緒になされてないんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）建物については、利用状況等を把握してみないと、それに必要な補償費というのは概算しにくいんですけれども、土地については、海田町のほうでも固定資産評価等を行っておりますので、ある程度の価格というのは把握できますので、不動産鑑定につきましては、買収時点での最新の価格というのが契約に必要なになってまいりますので、今回このように対応させていただいております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）これ、ほかの場所でも、私、本会議じゃないところでも、建設産業委員会じゃったと思いますけども、お聞きしたことがあるんですが、不動産鑑定というの、やはり時点修正というのがございますね、時点修正をすることによって対応の仕方が早くできる方法があると思うんです。そういう方法を、なぜじゃあ今回使わなかったのか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）例えば、6号バイパス等のように、ある程度の計画延長があって、一連の買収計画がある場合については、全体を一括で不動産鑑定を実施した後に、買収する地区についてその時点時点での時点修正というのを実施する手法がございます。今回の部分については、6号2工区単発での実施でしたので、その部分については前述の手法を取らずに、その部分だけの不動産鑑定という手法を考えておりました。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）それと判決が出たんで動き始めた、まだ判決が出たもののいろんな事情があって、所有者の方からの登記手続が遅れてるってことですが、我々がやる、官公庁がやる登記には嘱託登記といって、嘱託登記の場合は、代理登記の中で、その判決書をお借りすることによって登記ができるはずなんですけれども、それについては全く考えておられないんでしょうか。そうすれば、当初から何度もこれ、執行部の答弁にありました素早い対応、ここを一番に早くやりたいんだという中でね、それを使えば、もっと早く買収が可能では、買収というか登記もできますし、可能ではないんかと思うんですが、それをなぜ使わずに、今みたいなゆっくりなペースになるんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんご指摘の手法があるというのは、申し訳ございません、私も議員さんからご相談といいますかご指摘を受けるまで、正直、存じ上げておりませんでした。今回遅れた理由といたしましては、裁判が判決が確定して、登記手続自体にはある程度の時間がかかるとはお伺いはしておったんですけれども、今回のように、当初、

民間の方で委託された弁護士さんの登記手続が思いのほか進まなかったというのは想定しておりませんでした。弁護士さんから司法書士さんの方に業務の方を代行、代わっていただいて、現在順調に進んでいると伺っております。で、来年1月には登記が完了するという予定をですね、司法書士さんの方から伺っておりますので、それに合わせて実施できるように考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ということは、来年の年度末いっぱいぐらいまで、年度末いっぱいとは言いませんけども、ぐらい、契約は完了するけれども、逆に、移転そのものを考えて、実際に工事にかかる状態になるには、来年度になるんじゃないかなと推測つくんですが、だから、結果的に、最終移転が終わるまでには年度を越す可能性があるんで、これ繰越しになる可能性が十分あるというふうに理解してもよろしいですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんご指摘のとおり、今から交渉して一番の問題は、支障物件の除却にどの程度の期間を要するかということになってこようかと思います。したがって、工事については年度を越える可能性は十分にあると考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）何度も、私以上に、崎本議員さんの方からも随分この話が出ておりますので、できるだけ早い時期に早く開通させて、それから引き続き、ほかの狭い部分を進めていくよう、強く要望しておいて、私の質問を終わります。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず防災についてということで、既に6番目になる訳ですが、昨今、あちこちで多大な災害が多く発生しております。本町においても、7月豪雨により三迫地区において護岸の崩壊が起きております。このような大きな災害になると、浸水等によって道路と水路の境がわからなくなり、水路への転落事故等が発生すると思います。直接災害によらない二次的な災害の発生も考えられます。そこで、特にこのような浸水箇所、このようなところには水路と道路との境あるいはまたガードレールのないところには、その境目がわかるようなポール等を設置すべきでないかと考えますが、町長の考えをお尋ねいたします。さらにはまた町内全戸に対して、災害時の避難地図が配られておりますが、ただ単にその地図を配るだけでは、避難経路や、避難場所への順路が理解できないと思いますが、そこで、全町的に一堂に集まる避難訓練も必要である

かも分かりませんが、自治会単位とか大きな単位の避難だけでは全てが避難経路が理解できないのではないかと。ということで、小さな単位での避難訓練や誘導の仕方等、そういう訓練も行うことが必要であろうかと考えますが、どのようにお考えですか、お尋ねをします。併せて、この地図の説明会というか、ただ防災マップを配っただけだから、住民が理解するであろうということでは、見る人自体も少ないんじゃないかということで、この地図にはこういうことが載っております、特にこの地区ではこのような順路で、いわゆる災害は一方から来るのではなくしていろんな方向から来ると思います、そのときには右の方に避難するとかこういうときは左に避難する、こういうような指導等を行う必要があるのではなかろうか、このように考えますが、町長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。また、尾崎川の排水対策も冠水の地区の減少、解消に役立つと思うのですが、この対策について、県、国等への陳情はどのようにされておるのか、お尋ねをいたします。さらには、東広バイパスのボックスと尾崎川の河床に差があるのではないかと、このように思いますが、これがどのようになっているのか、例えば尾崎川のヘドロによって、ボックスの中の貯留水が全部常時排出されないのではないかと、いわゆるたまった状態になっとなるのではなかろうかと、こう思いますが、その辺はどうなっとなるかということでもあります。次に、職員教育ということでお尋ねいたしますが、過去何度かこのようなことで、職員教育を徹底してはどうかと、こういうことでいろんなことで言うておりますが、なかなか職員教育を徹底されておられないのではないかとということで過日も私はあるところでちょっと、町内に不都合箇所があるので直してほしい、あるいは見てほしいというなことを言いましたが、たまたまそのときには、課長、部長にもそのようなことを申しておりますが、なかなかそういう伝達がスムーズにいったない、例えば、そういう不良箇所が出たときに、その担当課においてどこがどうなのか、いわゆる朝礼といいますか、朝ミーティングする訳ですから、その中で、少なくとも課内において、今こういう問題が住民から投書がきておると、課内全員で7名おるか10名おるかその者が全職員がそのことを承知すべきというか、周知させるべきであると、このように考えます。その辺のことはどうなっとなるのか。1週間に1回か2回か知りませんが、部課長会議もすると、こういうことではありますが、そういうところの指導というか、そういう伝達事項はどのようになっとなるのかということをお尋ねいたします。大体そういうことで、以上2点お尋ねいたします。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。まず防災についての質問でございますが、水路と道路の境界へのポール設置については、現地の状況を確認の上、検討していきます。次に、自治会単位での防災訓練についてでございますが、災害発生時に非常に有効だと考えております。自治会からの要請により、いつでも職員を派遣し、訓練への協力やハザードマップの説明など、積極的に支援したいと考えております。次に、尾崎川排水対策等について、国への陳情は機会を捉え適宜行っております。また、事業主体の県に対しては、毎年度、西部建設事務所に要望するとともに、進捗状況の説明を受けております。次に、具体的排水対策につきましては、雨水幹線の河床高と尾崎樋門の底の高さは同じであります。尾崎川は潮の干満によって、満ち引きにですね、によって樋門を開閉しているため、ポンプの増強が最も有効であると考えております。続きまして、職員教育についての質問でございますが、修繕対応等については、電話での要望等につきましてはその内容を基に現地確認を行い、対応を検討しております。また、現地確認を行った際には、要望と内容と現地の状況が一致しない場合は、要望者に対し、再度確認することとしております。次に、職員の指導については、部課長不在においても、代理者で対応できると考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まず、ガードレール等がないところについては、ポール等、水路道路の境界、調査するということではあります。前にも、下岡議員からも出りましたが、例えばそういうはね出し部分とかいうのかわずか10センチほどの、どういうていうんか、手すりというんか欄干というか、道路よりも10センチほど上がっただけ。特にここは、二つの川が合流しておる、こういうようなところで、ちょっと橋にごみがかかったりするとね、すぐ冠水をするんではなかろうかと、あるいはまた、いくつか出ております東公民館あたりとかそういうところの水路がね、道路との境が分らなくなる、そういう増水時はね、水の流れが当然早くなる訳で、道路に二、三十センチ溜っても50センチの水路があると、70センチの水深となる訳ですから、大変な災害になろうかと思えます。これは検討してまいりますというのではなくして、早急にね、付けるべきであろうと思う、検討では時間がかかり過ぎる、町長。それでね、例えばの話が1メートルピッチにポールを立ててくれと、そういうやばなことは言うつもりはありませんが、少なくとも道路の法線というか曲がり具合によって、場合によっては10メートル、あるいは20メートル間隔でもいいんじゃないか、いち早くそういうものをやると、平生通る

人が、そういう道路感覚というか、カーブの状況、周り具合が自然と身に付くんじゃなかろうか、ということでね、今から検討するというんじゃなくて早急に調査してね、今言いましたが 10 メートル間隔でもええんですよ、20 メートル間隔でもええんですよ、そういう法線がわかる状態に設置すべきと思いますが、再度、これについてのお答えをお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんご指摘のとおり、冠水をしておる状況が明らかで交通量がある箇所については、予算の範囲内で早急に対応してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）予算の事もあるということですから、あえてそれ以上は言いませんがね、やっぱり、町長言われるね、町民の安全安心ということから、是非このことはね、何名かの議員も先ほど言いましたが、6名ぐらいの議員から防災ということが出ておる訳ですから、皆さんこの安全というものについてね、危惧されとると、こういうことなんです。予算のこともあると言われればすぐはできないが、少なくとも、こういう予算、特別に、新年度、もう近い、もうそういう予算の査定時期でもありますので、早急にそういうものも積算していただきたい、こういうことでお願いをしておきます。それから、このハザードマップをとということですがね、積極的に支援したいと、こういうことなんですがね、自治会から要請があるとか、どうもあなた任せのそういうことではなくして、やっぱりね、本当に、言われる安全を守るためにはね、そういうところを担当課が出向いてね、11月30日ですか、西小校区でも津波どうかいうことで何か訓練もされたと、こういう説明もありますがね、ただその、先ほども言いました広範囲な避難訓練だけではね、一つ一つのものがね、身に付かんと思うんですよ。常に物事というかそういう緊急、火急の場合は、必ずしも、そういう浸水を想定したときに、瀬野川が溢れてくる、こういうことだけじゃなくて、場合によっては自衛隊の方から、先ほども言いました右から来るときもあれば左から来るときもある訳ですから、いつもいつも右から来るとは限っておらん。これは、やっぱり自治会単位で、そういうふうに皆さんがやられるんなら支援しますよ、こんなことではなくしてね、そういう小さい自治会、せいぜい二、三百軒単位のね、あるいは百軒単位ぐらいのね、そうしたらそういう避難場所も徹底するし、右左に逃げる避難経路もね、住民に周知しやすいんじゃないか、再度これについて、町職員がそういう計画的にね、全自治会、約四十何ぼあるんですかね、そういうと

ころに向けて、いわゆる出前講座やないけども、そういうことを何かやろうという考えはないかどうか、それをちょっと再度お尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員ご指摘のとおり、小さな単位での避難訓練やそういった集まりの中での説明というのは、非常に、町長答弁にありましたように、有効だろうと考えておりますので、これまでも、いきいきサロン等で、自治会、自主防災会以外でもいきいきサロン等でもですね、呼んでいただいて、職員の方を派遣してお話をさせていただいたり、いろんな訓練もさせていただいております。こういった中で、やはり、人集めというのが非常に、こちらの方も難しいところもありますので、自治会、自主防災会の方である程度集まっていたいただければ、こちらの方から積極的に派遣をさせていただき、いろんな説明、訓練等も実施させていただきたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことでね、今、急に言うてもすぐはできんかもわからんけども、ただ先ほど言いましたようにね、マップを配っただけじゃね、早いのはもう明日の時によからぬ所へいくのもあろうかこのように思いますのでね、それともう一つは、地図をみただけじゃね、理解できないと思うんですよ。ただ、ここにあるというのは分かったとしても、その道が、行ったら浸水するような道であったとかね、だから、多少遠回りになったとしてもね、そういうところ、あなたのところは、ここは確かに近いんだけども、ここは浸水するから、こっちを遠回りして、こういうふうに逃げてください、以前何年か前に福井で大震災があった、水害があった訳ですが、この時に、夜ね、11時頃にね、山の中腹を横に走って逃げた、こういうのがある、まあ走って逃げたか、まあ走るのは山の中腹を横に逃げる訳ですから道路を逃げた人が水に流されておるんですね、山を行っただけの人が助かると、夜暗い道をね。そういうこともあるんでね、そういう要望があるのを待つだけじゃなくして、今言われたいきいきサロンとか、いろいろ、そういうところもね、率先して、そういう会がある所はある程度把握できると思うんで、やっぱり率先して出向くべきであろうと、こういうふうに思いますので、その辺の考えを再度、確認、要するになんかのそういう集まりがあるというのを、ある程度、町の行事とか、いろんなそういう地区の行事、ある程度町でも把握しとるところがあるんじゃないかと、こう思う訳ですがね、そういう時に率先して、出て行くような考え、そういう考えはないかというのを再度確認したい。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）なかなか自治会とかいきいきサロンとか、全ての行事はちょっと把握はしていませんが、極力、こちらの方から何か機会がございましたら、話す機会がございましたら、積極的に出向いていきたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）次にね、尾崎川の排水対策ということでね、先ほどもちょっと言いましたが、ここの町長の答弁では返っておらんのですが、尾崎川の河床とボックスカルバート、これの高さに差異がある、勾配がないんだというふうなこともあります。ただ単に潮の干満にあわせて樋門を開閉しておると。これだけではね、河床に勾配がない訳です。から、いかにポンプが増強されようともね、ここにもありますように、ポンプの増強が最も効果的と考えております。河床に勾配がないんでね、今先ほどもちょっと言いましたが、ヘドロがね、どの程度堆積しとるんか知らんけども、少なし 60 センチは積もっておるじゃろうとは思いますが、私個人も調査をしておりませんがね、そういうところでね、ポンプを増強しても何の意味もないんじゃないかというんで、これ再度、お尋ねしますがね、まず一つ目は、尾崎川の河床とボックスカルバート、その河床の高低差、どういうふうになっとるのか。その辺のお答えをいただきたい。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）高さにつきましては、町長答弁にございますように、中幹線のはけ口と尾崎樋門の高さを同一で施工をしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういう事だから、今言うたようにね、同じだから水の流れが悪いんじゃないか、おまけに言いましたようにヘドロが、私も確認しとらんで言うてる訳ですが、50 センチのヘドロがたまつとれば、ボックスの中に常に 50 センチ水がたまつとることになる訳ですね。同じ河床ですから。そうすると、高さが 1,800 というても、そういうゲリラ豪雨というか、そういう夕立的な大きい雨がぱつと集中的に来たときに、常に 50 センチたまつとる訳ですからあと 1 メートル 30 しかないんですよ、全体容量は何ぼあるかは別にしても、3 分の 1 ぐらいは、もう既に、常に満水の状態でおるから、そういう浸水対策にならんということ言いたい訳。そこで、ひとつあれですが、西部事務所とかに何かを願いをしとるということですがね、どの様な願いをしておるのか。要するにこの河床の問題、河床の掘削、勾配つけるためにね、このようなこともお願いし

とるんかどうか、ちょっと確認したい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）県の方をお願いしておりますのは、県の方が定めております尾崎川の河川整備計画に基づいた内容を、早期に完成させてくださいというものです。こちらの整備計画の内容といたしましては、先ほどのポンプの増強という部分と、それに合わせて、川の底ですね、河床掘削というのも同時に行うというふうに記入されております。したがって、ポンプの増強と川底の掘削と、それらが記入されております整備計画に基づいた、早期整備の完了を要望しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そのね、要望しとるのは分かるんよ。これは、こんな話出てからね、3年や5年の話しとるんじゃない訳よ。ほいで要望しとる要望しとるいうて浚せつの話もしたが、一向に進まん。ほんで、県の計画ではこうなるとるんで、ほじゃ、町はそれを黙って見とるだけなのかどうなのか、再度確認します。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）尾崎川は2級河川で管理者は県でございます。したがって県に対して、機会を捉えて強く要望しておるところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）その辺が理解できんのよ。2級河川じゃ言うことを今頃言わんでも、昔から分かっとる、そんなことはね。先ほど来も言うように、浸水対策をやるためにはね、水の流れを良うせにや、浸水のそういう対策というか、解決にはならん訳なんよ。そのために河床を下げて、河床に勾配を付けりゃあなおさらええ訳じゃが、だから、数値的には全部は言わないけども、一番そういうポンプの場所、下流ではね、2メートルぐらいぱっと下げてもろうてね、それぐらいの勾配をつけると、総延長約1.7キロじゃったかな、ぐらいある訳ですから、一度に水が出たときには非常に流れが悪いということね、いろいろ私どももいろんな方で力になっとるんですが、今のようことでね、ただお願いしとるお願いしとるだけじゃなしに、そういう数値を込めてね、やっぱり、しっかりこれも距離も今いいました1.7ぐらいある訳ですから、単年度でというのは非常に無理があろうかと思う。だからなんか下の方では二、三十メートルから50メートルぐらいは3、4年前にヘドロの浚せつというのかはやりましたがね、あれでは、効果が、そこから上流、今の尾崎川、端的に言うとN型になっておる訳ですが、その曲がっ

たところの短いところは浚せつしておる訳ですが、そこから今のボックスの水の出口と
いますか、そこまでも大方1キロぐらいある訳ですから、それが何回も言うように
に、ヘドロがたまるとるんで、ただお願いしますいうのではなしに、もっと率先してね、
しっかりやって何とかいうふうな強力な方法で何かそれやる方法はないかというんか、
言葉遣いというのか、あるいは陳情はね、何か西部事務所だけで県の管轄いやあそうい
うことなんじゃが、もっとね、積極的に国とかそういうことも含めてね、やるべきじゃ
ないかと思うんじゃが、その辺はどうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）尾崎川のみならず瀬野川、この2つの二級河川につきまして、そういっ
た災害については、当然西部建設事務所だけではなしに、県、本庁、さらには、当然そ
の交付金とかそういう問題は県は口に出しますから、国に対してということについては、
機会を捉らまえて、これは単町だけではなしに、町村会もしくは県中央地域振興協議会
と、そういったいろんな団体を通じて、強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）要望しておると考えておるじゃなしに実行してもらわんにゃ困る。次に
ね、職員教育ということでね、毎朝、各課で朝礼というのか、なんかやっと思いうん
じゃが、その辺はどうなっとるんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これは、ばらばらでございますが、最低限その、中身はばらばらでござ
います、朝、打ち合わせの会議をやっておるというふうに把握しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）で、そういう中で、先ほども言いました、そういう、町民からの要望、
あるいはいろんなそういう苦情等があった時に、課内でそういうものを、いわゆる全課
内の問題として捉えとるのか、受けた者だけがその事を承知しておるんか、その辺はど
うなっとるん。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あの、もちろんケースバイケースだと思います。その担当だけがある程
度了知していればいいもの、それから課内全体で、次に電話があった時の対応のために
課内全体で知っておくべきものというところで、そういう形で情報共有するようにとい
う話はしております。ただ、完全な徹底になっているかということ、当然ながら、一部

の職員だけであったり課長であったりというケースもあるかと思いますが、必要なものについては全体で共有するように指導を続けてまいりたいと思っています。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そのね、いろいろあるということじゃから、まあまいこと逃げ道やろとは思うがね、実際はやってないんじゃないかと思うん。私は実はね、一つ経験したことで、あることでね、これはどうなっとるかというたら、分かりませんというんですよ。部長とか課長はおってないんか言うたらね、おりませんというんですよ。部長も課長もおらん、担当課でわからない。ところが今の副町長、あなたの答弁は非常にうまいことを言うてるが、わしには嘘に聞こえる訳よの。そういうことをね、やっぱり今後そういう指導、職員教育、含めて、これはやっぱりね、そういう電話が入ったときね、各課内で、先ほど言うた7人おるんか10人おるんか知らんけども、共有すべきであろう。その点は知っとるけども、今、ちょっと対応ができませんとか、こういうふうにしとりますとかね、分かりません、部長がおりません、課長がおりません、というようなことじゃね、これは、町長がいうね、町民サービスにはならんよの。住んで良かった町にはならんと思うが、そういう共有の仕方というか課内でのやり方、その指導、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）具体的事例というのが出されませんでした。私も今回の質問がでまして、ある課に聞きましたところ、いろんな偶然が重なりまして、今回ずっとおっしゃられております現地確認のところをしなかったために、その申し出者の方とその課の解釈が全然違ってたという事例があって、そこへ、その部長と課長がちょうど休んでて、なかなか申し出てこられた方との話が食い違ったという例があったやに聞きました。そういうような場合で、やっぱり今回町長答弁で言うております、そういうのがあったときには、きちんと現地で、どういう問題なのかというのを確認をすべきだったと思っておりますし、そこでもう一度改めて現地の話を聞けば、そのとき電話で対応したものは、課長と部長と同じ判断はしていたんですが、たまたま、似通った箇所が二つあって、電話をされた方は一つの箇所を、電話を受けたその課の部長・課長・担当は、全てもう一つの箇所を思いながら電話をしたために、そういった食い違いが出たと聞いておりますので、まず、そういったことがないように。あとは、先ほど私ちょっと言いましたが、完全には徹底してないと思いますが、部長・課長が休みでも、それは上へ上がってきて、私ということもあると思いますが、その他の係長なりがきっちりと対応できる、そうい

う体制はとってまいりたいと思います。先ほどおっしゃいましたように、うまくいかなかった事例というのは、いろんなことが重なっておりますので、そこら辺を、その課だけではなくに、他の課においてもそういうことが発生しないように指導してまいりたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことでね、部長、課長が不在でも、代理対応ができると、こういうふうに言われとるんですから、まず、いち早く、そういう苦情あるいはいろんな電話が入ったときには、本人に会うなりあるいはそういう現地を確認してね、素早く対応をすべきであると、こういうふうに思いますんで、勝手にね、そこで思い違いをすると、やらんでもいいことをやったり、先ほど課長も何か言いましたが、予算がどうじゃポールができるじゃ、できんじゃね、来年になるじゃ、町民の安全すらも守れん。要するにいらん所に銭を使うたりね、するようなことになる訳ですから、そこでやっぱり副町長、職員の指導最高責任者としてね、やっぱり徹底的にそういうところをね、今ここにおらん職員も含めてね、いち早く、全員にこういうことがね、課内で全部、どんな問題であろうともこっちの方も一緒やけども、そういうことを徹底するような、やっぱり指導してもらいたいと思う。で、近々というか、近々にそれを再度通達するか、せんかということで、してもらいたい訳じゃが、その考えを聞いて終わります。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今月、ちょっと日にちまで覚えてございません。今、月に一回幹部会議を開いておりますので、まずそれを、今回のご指摘については幹部会議で徹底したいと思います。

○14番（前田）終わります。

○議長（久留島）暫時休憩します。再開は1時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。議長が体調不良のため、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。日程第2、第53号議案、公の施設の指定管理者の指定につ

いてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 53 号議案、公の施設の指定管理者の指定について。海田町総合公園指定管理者の更新にあたり、候補者を選定したことに伴い、指定管理者として指定するため、議決を求めるものでございます。指定の相手方は、株式会社こうこくでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○副議長（西山）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）それでは、第 53 号議案、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。議案書の 9 ページをお開きください。併せて、資料 2 の海田総合公園指定管理者候補者の選定結果についてをご覧ください。資料 2 に基づき説明します。まず、1 の指定管理者候補者は、株式会社こうこくでございます。所在地は、広島市安佐北区亀山七丁目 9 番 45 号で、代表者は代表取締役佐藤泉です。次に、2 の選定の概要についてですが、今回、9 月 8 日から 9 月 26 日までの期間で申請の受け付けを行い、海田総合公園共同企業体及び株式会社こうこくの 2 社から申請がありました。この申請に基づき、申請者として申請資格を有しているか、事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保できる内容であるか、また、申請者の管理経費の提案額が町の管理経費上限額の範囲内であるかを審査した結果、2 社とも基本的事項については問題なしと判断いたしました。次に、選定委員会の審査についてですが、平成 26 年 10 月 16 日に、選定委員会を開催し審査をしていただきました。続いて、選定結果についてご説明いたします。審査は、提出書類の審査、申請者からの説明及び質疑応答により各委員が採点を行い施設の効用を最大限に発揮、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力・人的能力及び管理経費の縮減の、三つの審査基準に基づいて評価いたしました。それぞれを評価した結果、海田総合公園共同企業体は 70.6 点、株式会社こうこくは 76.2 点でございました。総合的に判断し、点数の高い株式会社こうこくを、指定管理者候補者として選定いたしました。以上で説明を終わります。

○副議長（西山）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。7 番、桑原議員。

○7 番（桑原）1 点だけ、聞かせてください。審査基準というところで、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力・人的能力と言われましたね。ここはどういった事を指されるんでしょう。点数がここがやっぱりこうこくと共同企業体に開きがあるというふうになってますけども、これはどういったところを指して審査基準にされてるんですか。

○副議長（西山）建設部長。

○建設部長（久保田）ここで言います物的能力等々につきましては、責任体制、あと、応募者の実績、緊急時の対応等々を評価項目にいたしまして採点の方をしております。

○副議長（西山）桑原議員。

○7番（桑原）緊急時の対応であるとか言われますけども、そういったことは、審査基準の中で大事なことなんですけども、両会社ですよ、そういったことはきわめて重要な問題だということは、改めてこれは当初2者がプレゼンテーションをするときには出てきてるはずなんですけど、そんなに大きな開きがあるんですか。

○副議長（西山）建設部長。

○建設部長（久保田）今は、主な項目を私が申し上げましたが、実際には7項目にわたって審査の項目はございます。それらについて、詳細に分けてですね、配点の方を決めて審査の方をしております。

○副議長（西山）ほかに質疑は。崎本議員。

○13番（崎本）ちょっと1点だけちょっとお伺いしますがね、この採点の方法もですがね、全般的に点数が低いんですよ。もうちょっと高い点数のどうか、最低限ちゅう点数を設けた方が、私はこう、見たときにね、ちょっと、不信感があるんですよ。35点に対して22.8ちゅうのがね、ちょっとわしはあまり低すぎるんじゃないかと、判断がね。その点をどう思われますか。もうちょっとね、どういうんか配慮してですよ、まあせめて、適正だ思われたら30点ぐらい取るような、やっぱり、企業に努力してもらった方が、私は納得のいくような説明やと思いますが、その点どう思われますか。

○副議長（西山）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、これは確かに議員さんの言われたとおりだと思います。これにつきましては次回の指定管理の更新のときにですね、そういう課題の一つとして考えております。

○副議長（西山）崎本議員。

○13番（崎本）その課題のひとつですから、どういう方向性でやられたかまたその結果を、わかったらよろしくお願いします。

○副議長（西山）ほかに質疑はございませんでしょうか。佐中議員。

○15番（佐中）指定管理で長年続いておる訳ですけれども、指定管理のもとで、私一番心配するのは、住民サービス低下につながる、今までの実績の中ではそういうことがお

きてない訳ですけども、利用される方の不満であるとかあるいは苦情であるとか、何回か重なると、契約書の中にですね、これを見直すとかあるいは契約を破棄するとかいう文言が、私は必要だと思うんです。今までなかったからいいようなものの、今から先、そういうのが続くとですね、住民サービス低下に大きく触れるおそれがあるということから、そのことの、契約書の中にはその文言があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○副議長（西山）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、これは、これまでののはございません。どちらにしても、来年度からその契約を結ぶことになりますので、それは検討させていただきたいと思います。

○副議長（西山）佐中議員。

○15番（佐中）検討さしてもらう、今までなかったからいいようなものの、不満や苦情やあるいはサービス低下につながるおそれがある、あるいはつながる、こういうことが重なると、やはり指定管理制度そのものが、私は疑う、ざるを得ないということになる訳ですね。そういう問題を、やっぱり牽制をするという意味からも、必要ではないかというように思うんですが、それを今、契約書の中にないということですから、新たにそれを加えることも考えることが必要ではないかと思うんですが、検討するという答弁がありましたので、どこまでどういう方法で検討されるのか、ちょっと詳しくお尋ねをいたします。

○副議長（西山）建設部長。

○建設部長（久保田）当然そういったことがあってはいけないんですが、やはりそういった時にですね、対応できるような形でですね、今言われたことを踏まえて、十分前向きに検討していきたいという具合に考えております。

○副議長（西山）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第53号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第53号議案につきましては、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）異議なしと認めます。よって、第 53 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山）日程第 3、第 54 号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 54 号議案、町道の路線の認定について。施工予定の道路及び宅地開発により帰属した道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（西山）建設課長。

○建設課長（木村）それでは第 54 号議案、町道の路線認定についてご説明いたします。議案書の 10 ページをお開きください。この度は、町道 293 号線、町道 343 号線、町道 344 号線、町道 345 号線の 4 路線について、道路法第 8 条、第 2 項の規定により路線認定の決議をお願いするものでございます。次に、資料 3 の町道路線認定箇所図をご覧ください。まず、1 ページになります。町道 293 号線についてご説明いたします。町道 293 号線の区間になります。赤色で示した部分が、今回議決をお願いする区間でございます。黄色で示した部分が、既に路線認定されている区間でございます。次に、2 ページをご覧ください。位置図になります。今回追加認定する区間の延長は 88.2 メートル、幅員は 4.5 メートルから 11.5 メートルでございます。次に、3 ページをご覧ください。断面図になります。AA' 断面については、幅員 4.5 メートル、BB' 断面につきましては幅員 6.1 メートルで、全区間が 1 車線の道路でございます。町道 293 号線は、住宅立地の進展により既に路線認定されている区間を延伸するものでございます。続きまして、町道 343 号線及び町道 344 号線についてご説明いたします。4 ページをご覧ください。区間図になります。赤色で示した部分が今回議決をお願いする区間でございます。次に、5 ページをご覧ください。北側に位置する町道 343 号線の位置図になります。道路延長は 174.3 メートル、幅員は 6 メートルでございます。次に、6 ページをご覧ください。断面図になります。両断面ともに幅員は 6 メートルで 1 車線の道路でございます。次に、7 ページをご覧ください。南側に位置する町道 344 号線の位置図になります。道路の延長は 175 メートル、幅員は 6 メートルでございます。次に、8 ページをご覧ください。断面図になります。両断面ともに幅員 6 メートルで 1 車線の道路でございます。続きまして、町道 345 号線についてご説明いたします。9 ページをご覧ください。区間図にな

ります。赤色で示した部分が今回議決をお願いする区間でございます。次に、10 ページをご覧ください。位置図になります。道路の延長は 122.4 メートル、幅員は 5 メートルから 6 メートルでございます。次に、11 ページをご覧ください。断面図になります。起点側の A A' 断面が幅員 6 メートル、B B' 断面が幅員 5 メートルで、全区間が第 1 車線の道路でございます。町道 343 号線、344 号線、345 号線の 3 路線につきましては、都市計画法に基づく開発行為により民間開発された道路が、町に帰属したものでございます。以上で説明を終わります。

○副議長（西山）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい、崎本議員。

○13 番（崎本）まず 2 点ほど。2 ページのちょっとこの説明がね、わしちょっとあれなんじゃが、幅員が 4.5 メートルないし 11.5 メートルいうて、幅員が 11.5 メートルもある道路はあるんか。ちょっとそこの説明と、それからこれ町道に認定された場合は、いずれも、水道、下水道、みな業者がきちっと整備されたものを、町道として町が受け取ったものか、完全にもう整備ができてるのか、そこを詳しくお願いいたします。

○副議長（西山）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず 1 点目の幅員 4.5 メートルから 11.5 メートルのご質問でございますが、こちらは今回認定する区間で、一番狭いところと一番広いところをあげさせていただいております。4.5 メートルというのは、断面図でもございますように、A A' 断面のところになります。11.5 メートルというのは、こちらの B B' 断面が一番下側に下りてきたところの本線部分とぶつかるところ、ここの根本の部分が一番広がっております、11.5 メートルということで、記入をさせていただいております。次に、こちらの部分について、水道、下水道が整備されているかということでございますが、こちらの土地につきましては、建築時、住宅建築時にセットバックをして町にご寄附いただいた土地や、道路整備の関係で寄附をいただいた土地になりまして、既に上下水道は埋設されておる状況でございます。

○副議長（西山）はい、崎本議員。

○13 番（崎本）私、ちょっとね、さっきの説明でですよね、幅員は 11.5 メートルちゅう説明はですよね。私はちょっと図面的にはおかしい思うんじやがの。11.5 メートルいうたら長さのことであって、幅員、わしや、そりゃあどうでもええんじやが、ま、この説明、今までも、そういう説明じゃったら、ほんじゃ、今度 C C' 断面いうて書かれた方

がまだ分かり易いんじやが、これやったら、C C' 断面いうて書かれた方が分かり易いと思いますが。ほれから、みな整備がなされておるっちゅうことですから、後で確認してみます。以上で終わります。

○副議長（西山）建設課長。

○建設課長（木村）今後、今回のように最小幅員と最大幅員がある場合については、最大幅員の箇所が分かるように明示をしたいと思います。

○副議長（西山）ほかに質疑はございますか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず今と同じ2ページということなんですが、何年前に、この町道認定ということですいぶん揉めたこともあるが、ご存知ではないかもわからんが、隅切りのないのは駄目だということでね、基準に出たはずなんですよ。なぜ今回、293号、ないのか。どういうことなのか。

○副議長（西山）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの部分につきましては、今隅切りがないとおっしゃられているのは多分、A A' 断面とB B' 断面の道路の接合部分のことをおっしゃられてるんだと思うんですけども、B B' 断面のところにつきましては、接合、もう1本の道路と接合する部分のところで、徐々に幅員が広がって行って、その部分の幅が11.5メートルあります。したがって、隅切りを設置した場合に、現在の道路敷地内で十分に隅切り分の用地が確保されておりますので、今回の認定基準には合致してるというふうに判断しております。

○副議長（西山）前田議員。

○14番（前田）これは過去の話と違うんじゃないですか。例えばこれA A' は何ぼじゃったかいの、4.5、当たり前からいうとセンターラインがとれない4.5ではね。にもかかわらず、4.5で離合、そういうこと考えたときに、いわゆるAの側からBの方に左折するというね、当然ここに隅切り必要なので、それを先も言うたようにね、3年ぐらい前だったかちょっと詳しくは覚えんけども、認定基準というのを決めたはずなんですよ。にもかかわらず、こうなっておる、これどういうことかの。その認定基準を有名無実にするん。再度答弁願いたい。

○副議長（西山）建設課長。

○建設課長（木村）こちらのB B' 断面の道路の基本の幅が6メートルあって、それが根本の方に近づくにつれて、途中から徐々に広がって11.5メートルになっておるんです

けれども、隅切りを設けた道路が、この用地内に描けるだけの面積がございます。面積といえますかスペース、範囲がございます。したがって、そういった隅切りを要した接合部分が十分にとれているというふうに判断しております。

○14番（前田）答弁が違おうが質疑と。聞いたことを答弁せいや。

○副議長（西山）挙手して発言をしていただけますか。前田議員。

○14番（前田）挙手じゃなかろう。聞いたことは、道路の認定基準に合致しておるか、無視するのかいうて、それ認定基準をどうするのかいうて聞いておるのよ。誰がBB'断面じゃAA'断面じゃいうて言うとりんじゃ。何聞いとるんか。3、4年前に道路認定で随分揉めたことがあるじゃろうが。そうして道路の認定基準を決めたじゃないか。その時には、必ず隅切りをつけてしますというふうに決めとる訳じゃ。もし、議長わしにぐずぐず言うんじゃったら休憩してもええから、認定基準出してこいいうて言うてほしいよ。どうなっとるんか、そこ。

○副議長（西山）建設部長。

○建設部長（久保田）今まで道路を認定する時の話でございますが、今言われるのは、私有道路の町道編入基準というのは、はっきり基準を作ってお出しをしております。それは、私道を町にいただくときに、そういったものをむやみに貰うんじゃなくて、ちゃんと舗装がしてあるとか隅切りがしてあるとか、そういった基準に基づいて、ちゃんと町のほうにいただくという基準をつくろうやということで、平成の十何年ですかね、そのときに、基準の方はつくりました。今回、お話をさせていただくとこの案件は、まず第一に私有道路ではございません。町にもう寄附をされた道路でございます。セットバックとかですね、そういったことで寄附をされた道路を今回町道認定をしていただきたいということで、議員さんのおっしゃるのは私有道路の町道編入基準には確かにそれはございます。

○副議長（西山）前田議員。

○14番（前田）それはね、あくまでも言い訳なんよ。私有道と新しい道路ができた道路と、町道認定にどこが違うのか、まずこの説明を願いたい。私有道路であろうと新しい道路であろうと町道の認定をするにはなんら変わりはないんよ。それをね、今の説明は言い訳よ。そんなことを聞いて、はいそうですかいうて言うか。言う訳ないじゃない。何のための道路認定基準を作っておるのか。だから今言うたそういう基準はなんなのかということと、私道であれ公道であれ何であれ、町道に認定する限りはね、たとえそれ

が里道であったとしても幅員確保をして、里道は町道に入っておるじゃろうけども、とにかく今のぶんはそのあたりばったりでわしをごまかそうとして答弁しておるんよ。だから町道の認定基準というのは何なのかいうて聞いとるんよ。それを私道じゃから認定するときああで、宅造にかかったものは関係ないんだいう、そんな基準をいつどこで決めたん、それも答弁願いたい。何ぼでもそういう答弁で質疑が引っ掛かってくるだろう。分かった、今3つぐらい言うたんじゃが、答弁できるんか。そんなことじゃあ認定できんよ。その基準におおたことをなぜできんのかというのと、4つ目じゃ。答弁願いたい。

○副議長（西山）建設部長。

○建設部長（久保田）一部繰り返しにはなると思いますが、まず私道を町にもらうときに、むやみにもらってはやはり今から管理するのに非常に困るというのが主な目的で、まず、私有道路を町にもらうときには、一定の基準をつくりましょうやということで、その基準をつくった経緯がございます。今回のぶんは最初に申し上げましたように、セットバックとか、そういったことでご寄附をもういただいた土地でございます。換地でございます。現実には、町道認定は今までしておりませんでした。住民の方がですね、そこも道路として利用されておられます。そういったことも含めまして、これは私有道路の町道編入基準にはほぼ近い形で、もうあると、既にもう換地になって道路の形態をなしておるということでですね、今回の方は、町道の認定の方をお願いしたということでございます。

○副議長（西山）ほかに質疑はございませんでしょうか。

○14番（前田）ちょっと答弁足るまい、基準は何のためにあるのかいうて言うてとるんや。よう聞いとけや。

○副議長（西山）建設部長。

○建設部長（久保田）基準はですね、やはりその一定のルールの中でですね、私有道路をもらうべきであるということで、基準の方はつくっております。で、あと、隅切りについては、先ほどから建設課長が申しておりますように、この道路については十分今の11メートルのところですね、離合ではないですが、隅切り部分にほぼ合致するような形でですね、機能を果たすことができるということで、町道認定の方お願いさせていただいております。

○副議長（西山）ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。前田議員。

○14番（前田）54号議案に反対の討論を行います。今、いろいろ質疑の中で、町道認定の基準がありながら、ほぼそうであるとか、まさにそういう町の条例、法令を無視した答弁で、基準に合わないものを認定しよう、このようにしております。本来は、このものは、はっきり町の認定基準に合うように修繕というか、改修していただいて、その後に新しく町道認定として提出されるべきであるとかのように考え、54号議案には反対の立場から討論を終わります。議員各位の賛同を求めて終わります。

○副議長（西山）続いて賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）討論なしと認め、討論を終結をいたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第54号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（西山）起立多数でございます。したがって、第54号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山）続きまして、日程第4、第55号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第55号議案、海田町庁舎建設場所についての町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について。広島市東部地区連続立体交差事業の状況が不透明であり、今後の結果を見定める必要があることから、投票の期日の延長をはかるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（西山）企画課長。

○企画課長（門前）それでは、第55号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書、11ページ、第55号議案をお願いいたします。また、資料4、海田町庁舎建設場所について

町民の意思を問う住民投票条例新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。住民投票の実施にあたりましては、広島市東部地区連続立体交差事業の状況が不透明であり、今後の結果を見定める必要がございます。しかしながら、現在の広島県との協議の進捗状況等を考慮すると年度内に住民投票を実施することは極めて困難でございます。このため、投票の期日を平成 27 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 31 日に変更するものでございます。施行日につきましては公布の日からの施行でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（西山）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14 番（前田）14 番、前田です。今、県の動向は見えないというか云々と言う説明がありましたが、そういう中で、そういう重大な懸念といいますか、そういうものが払拭された場合、投票というかそれを行うまでの期間、これはどれくらい要するのか、さらにはまた、そういう時に合わせてそれなりの住民説明の資料、こういうものを準備しとるのか、あるいは全くそういうものを調査研究してないのか、この 2 点についてお答え願いたい。

○副議長（西山）企画課長。

○企画課長（門前）まず期日についてでございますけども、これ、前回がですね、約 4 か月、前回の広島市との合併に伴います住民投票では、条例可決から実施まで約 4 か月程度を要しておりますが、今回、住民投票の周知期間でございますとか先ほどの説明会の関係ですが、説明会の回数等について、これ、現在まだ決まっておりません。異なってしまうので、具体的には分かりません。あと 1 点、資料につきましては、これまで蓄積した資料と前回の広島市との合併資料等を参考にしながら、ある程度担当者レベルでの検討は行っております。

○副議長（西山）佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。提案理由の中に、状況が不透明、ずっとこの問題で引き延ばししてこられておる訳ですけども、意見の違いで、分かれるかもしれませんけれども、私は、庁舎が移転しないから J R の高架事業が長引いておるというように考えるんです。海田町が、即、決めてですね、庁舎の移転もやったと。周りもほぼ見通しがついて 100 パーセント、敷地が開いた、こうなればね、J R の高架事業は、もう文句なく進めてくる。今までもそうであったんですけども、それがガタガタしてですね、平

成 19 年からの庁舎の移転問題、このことがあって、ずっと長引いて、結果的にはこういうことになって、提案理由の中に不透明じゃということになれば、この問題が解決しようとするまいと、もう町はやる気が全くない、このように私は受けとめて仕方がないんですけれども、この J R 高架事業、早期に実現をさせるためには、もう、庁舎の移転、これが一番の最大の条件なんですけれども、このことは、どう考えられるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）先の県との第 2 回協議におきまして、この移転問題が今回の見直しにつながっているのか、それから、この移転の状況によって、ですから、県が、さらなる見直しができないのかという質問をいたしましたところ、庁舎移転問題は一切今回の見直しとは関係ないという回答を得ておりますので、私どもといたしましては、この移転が行われないから、連立が見直されているというふうに考えておりません。

○副議長（西山）佐中議員。

○15 番（佐中）確かに第 2 回目の協議会の中で、そのことの文言があったのは、私、承知しております。しかし、工事の推移から見れば、府中町では区画整理がどんどん進んで何の障害もなくやるという見通しの中で、あそこだけは J R 高架事業をやる。しかし海田町は土地が 92 パーセント超した中での、移転問題も含めてですね、現実にあるのにここだけが残ってね、その障害がある。それは、県と町、公の交わし文句の中でその言葉が出てきておるというように、私は考えるんです。通常、考えると J R 高架事業は、全部ね、敷地を、予定されておる敷地を更地にしてやるという、このことによって初めてそれが実現をできると私は考えるんです。それができないために、見直し案を出してくる、ごたごたしていつまでたってもこの問題が解決しない、その要因になっとなるのが、この J R 高架に伴う庁舎の移転だというように思うんです。私は、先ほど副町長が答えられた、県も町も、この場庁舎の移転問題がその条件で J R 高架ができないという、そういう文言はあたらない、このように考えるんです。その答弁を再度求めます。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）公の場で県の方からの回答を得ておりますので、その回答内容のとおりだというふうに理解しております。

○副議長（西山）ほかに質疑はございませんでしょうか。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です。簡単にいきます。今年度当初予算、住民投票の予算

案、町長自らお付けになりました。で、住民投票の期日も、町長自ら平成 27 年 3 月 31 日までに延期してくれと改正案を出されてこられました。にもかかわらず、この期日も守れない、予算も執行しない。当然政治家としての道義的責任が問われるものと思いますが、いかがなされますでしょうか。

○副議長（西山）町長。

○町長（山岡）副町長のほうからも答弁をしておりますが、私も先ほど答弁したとおり、県のそういう決定の不透明なうちには、我々はできないという判断をしております。

○副議長（西山）住吉議員。

○5 番（住吉）年度当初予算を出してきたときも、この条例改正を出された時と現在と状況は全く変わってないんですね。不透明を前提で予算を組み、不透明を前提で期日を延長された、にもかかわらず執行しない。こういうことを許されるのであれば、今度、3 月に来年度予算審議があると思いますが、じゃ、いいかげんな予算案を出していくのか、いうことであれば、全面的に否決せざるを得ないんですね。やはり今回の件に関して、何らかの責任をとっていただく必要があるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）これは政治的というより予算の方の事務的に申し上げますが、やはり不透明が払拭された場合に直ちに行うためには、予算というのは組まざるを得ません。その予算が組んであるにもかかわらずということになりますと、そういう意味でいえば、現在これを出しておりますが、例えば今月中に何か動きがあって明確になった場合には、当然に今回補正予算で減額しておる訳ではございませんので、直ちに行える状態にしておると。前回の条例改正のときにもそれに近いご質問があったと思うんですが、不透明な状況が続けばどうするのかというご質問があったと思います。そのときに、やはり透明にならなければ、投票については困難であるという答弁した覚えがございます。そういうことで、今おっしゃいましたように、あのとき 1 年延期したと、さらに当初予算に計上したと、そういう中でしないのはと言われますと、やはりその状況が変わらなければという形で、ただ、昨日も申し上げましたけども、前回も、さらに次にさらなる削減を出したいとかいろんな話がある中で、この状況が続きますのは決して好ましいことではないと思いますから、今後そういった進展はあると思いますが、進展がないままで投票すること自体がいいのかどうかということについては、一貫として不透明なままではできないということは、前回の改正のときに申し上げてきたつもりです。ですから、

予算を組んでからしないのはおかしいのではないかというのとは少し変わると思いますし、逆にですから現段階でも、今の予算の方を減額をお願いするつもりはございません。

○副議長（西山）下岡議員。

○4番（下岡）4番、下岡です。この件につきましてですね、9月議会で私もですね、不透明なのは何が不透明ですかという質問をいたしまして、副町長の方からですね、見直し案において、ここの部分がですね、点線であると。で、点線であるから、立ち退きが必要であるという確証が得られないという答弁がございました。で私、9月終了後にですね、県のある担当課にお電話しまして、これはどういうことですかという質問をいたしましたら、明快にですね、この点線部分というのは、庁舎の立ち退きとは関係ありませんと。もう1点、庁舎立ち退きについてどうですかとお聞きしましたら、庁舎立ち退きについては従来の方針に変更はございませんと、そういう明解な答弁があったんです。ね。そういう中でですね、今回もまた不透明ということですね、あえて、そういうことをね、確認されないで、確証がないと言われますけれども、全くですね、そういう確証が得られないのならですね、確証を得られるべくですね、努力されるべきではないんですか、質問いたします。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）私は、県との協議におきまして、町長からひとつ確実に指示を受けている事項がございます。昨年8月に県が出された修正案については、一切質問もしない、一切議論をしない、そういうことでしておりますので、昨年の8月の旨について、確認するつもりはございません。

○副議長（西山）崎本議員。

○13番（崎本）さっきからね、不透明や不透明や言われますがね、もしか近日中に透明な回答があった場合はね、今こういう議案をだされなくても、3月31日に持って出されたらどうですか。もしか不透明が透明になった場合は、住民投票されるちゅうことですね。それをはっきり答弁ください。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）先ほども申しましたが、ですから予算を今回減額するつもりはございません。しかしながら、先ほども出ておりましたけども、準備期間その他を考えた場合に、現段階で、3月になって、もうひと月もない所でご議論いただくのではなしに、準備期

間等を考えたときに、この 12 月定例会でご議論いただきたいという形で今回提案をさせていただきます。

○副議長（西山）崎本議員。

○13番（崎本）私はそれを聞いちゃうんじゃないでしょうが。もしか代わって透明になった場合は、住民投票をされるかされんか聞いちゃうんですよ。それもね、副町長、聞きなさいや。町長は 11 月選挙ですよ。11 月以降は町長の権限はありませんよ。だから、これを最低限ね、9 月 30 日か、なんかに変更されるのが常識じゃないですか。え、私はそうと思いますが、どうですかその点。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）町長の信念とかそういう答弁ではなしに事務的な答弁をさせていただきますが、条例案というのは、どなたが町長であっても、それで執行するということだと思います。ということは、今回この条例が延期になって、していただいて、再来年の 3 月 31 日までという条例があれば、それは来年の町長選挙の結果問わず、町の執行部とそれから町の議会とで決めたという形になると思いますから、それは町長の選挙とは関係ないと思っております。それからもう一つ、期間的な問題でいつという形を考えなければいけませんが、県の方針が明確になり、それが、町としても納得できる案で明確になった場合には、その段階で住民投票の準備に入るつもりでおります。

○副議長（西山）岡田議員。

○8番（岡田）私もですね、この期間ですよ。28 年の 3 月 31 日というふうになっておるんですがやはりこの移転場所というのは、町長が就任をされて町長はずっと駅前ということずっと駅前駅前と言われたんですけども、議会の方は合同庁舎、旧の合同庁舎ということで、やはり、町長の任期ですよ、来年の 10 月か 11 月だと思うんです。やはりこの問題は、町長の任期中までにこの住民投票をするというふうに、が、ベストだと思うんですけど、やはり、なぜ町長の任期中じゃなしに、その次の 3 月 31 日までされたか、ちょっとよくわからないんですけどもう一度お願いいたします。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）これはどう言うんですか、前回の変更のときにもご説明しましたが、やはり、今回の庁舎移転というのを住民の方に判断していただくためには、確かに、駅前か合同庁舎跡地かという議論もありますが、それぞれが今回の J R 高架事業によってどのように変わっていくのか、それが、現計画のように変わっていくのかどうか、そうい

ったところで判断していただかなければいけないと思います。条例において二つの案が出ているのが、一つが、議会でご決議いただいた合同庁舎案、もう一つが執行部が提案している案という形にたまたまなっている条例でございますが、それをどう判断していただくかというところでございますから、やはり、それが明らかになってから住民に判断していただくべきかというふうに、条例のほうを解釈をとって、今回ご提案しているところでございます。

○副議長（西山）ほかに質疑は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。ただいま前田議員外1名から、第55号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について、に対しまして、修正案が提出されておりますので、この修正案を議題といたします。修正案をただ今から配布いたします。

（修正案を配付）

○副議長（西山）提出者の説明を求めます。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。第55号議案に修正案を提出いたします。町長は海田町住民投票条例を再度1年間延長しようというものでありますが、何の理由もなくただ県の動向を見ながら不透明であるとかいうような理由であります。本条例は、議員全員、すなわち全会一致の賛成条例であります。それを無視して延長しよう、こういうものであります。このままでは、いつまでも、現庁舎をそのままにすることは、町の衰退を招くだけであります。町の発展を願い、すばらしい町を作りあげようとするならば、いち早く庁舎を移転し、連続立体交差の現計画どおりの実施を運動すべきであると考えます。過去にも何度か言っておりますが、例えば、連続立体交差事業が中止になったとしても、青崎線といいますか、JR線路沿いに、府中町の新幹線付近まで、JRに沿って道路が計画されております。いずれにしても、庁舎の移転は必至であります。以上のことから、早く庁舎の移転場所を決定し、将来のまちづくりに向かって、町長部局、議会が一丸となって邁進すべきであると考えます。そのためにも、庁舎の移転は火急の条件であると考えます。以上をもって55号の修正案といたします。提案理由とします。

○副議長（西山）以上で、説明を終わります。修正案に対する質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑でございますが。はい、兼山議員。

○3番（兼山）3番、兼山です。発議者に質疑したいんですが、先ほどの平成27年9月30日に改めるってということなんですが、先ほどの町長の任期がどうかということ質疑で触れたんですが、それ以外にこの期日というのは何か根拠があつてのことなんですか。

○副議長（西山）前田議員。

○14番（前田）期日に何か根拠があるのかということでございますが、先ほど来も言うておりますようにまちづくりのため、海田町のね、素晴らしいまちをつくっていくために、いち早く庁舎の移転をして、そして、JRの高架事業もし、いろいろ立ち退きばかりするようでは困るということから、いち早く庁舎の位置を決めてほしい、これが最大の理由でございます。

○副議長（西山）ほかに質疑がございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）修正案の質疑を終結いたします。これより、本案及びこれに対する修正案を一括して討論を行います。討論は、まず、原案賛成の討論があれば許します。兼山議員。

○3番（兼山）3番議員の兼山です。原案どおり賛成の立場で討論いたします。広島市東部地区連続立体交差事業及び街路事業の計画に、現庁舎の位置が関わっていることが大前提の庁舎移転であります。したがって、この事業主体である広島県の現計画どおりに進める姿勢がはっきりするまで、住民投票を延す方が、町よりもむしろ、広島県に対しまして、いつまで待たすべきかという圧力をかけることになります。現計画どおりの実施の早期実現につながります。県に圧力をかける意味でも、期間の長い原案どおりに賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（西山）次に、原案修正案ともに反対の討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）次に、修正案賛成の討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）ほかに討論がなければ、討論を終結いたします。これより第55号議案について採決を行います。まず、本件に対する前田議員外1名から提出された修正案について、起立により採決を行います。本修正案に賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（西山）起立多数と認めます。よって、第 55 議案に対する修正案は、可決されました。なお、ただいま修正案が可決された結果、原案が議決不要となりました。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山）日程第 5、第 56 号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 56 号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院給与勧告に準じた一般職の議員の勤勉手当支給割合の改定方法等を考慮し、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（西山）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第 56 号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 12 ページをお願いいたします。資料は、資料 5 の給与改定の概要と、資料 6 の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料 5 の給与改定の概要の 2 ページで説明させていただきます。今回の改正は、平成 26 年の人事院勧告における期末勤勉手当の改正に準じ所要の改正を行うものでございます。今年の 12 月期の期末手当について、今回の改定分 0.15 月と、平成 19 年の人事院勧告の未実施分の 0.05 月を加え、1.5 月から 1.7 月とし、現行の年間期末手当を、2.95 月から 3.15 月の 0.2 月の増とするものでございます。また、平成 27 年度以降の期末手当については、6 月期、12 月期にそれぞれ 0.1 月増とし、6 月期を現行の 1.45 月から 1.55 月とし、12 月期を 1.5 月から 1.6 月とするものでございます。この改正条例の施行期日は、公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用いたします。27 年度以降の規定については、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。また、12 月に支給する改正前の期末手当は、改正後の期末手当の内払いとみなすものでございます。以上で説明を終わります。

○副議長（西山）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 56 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 56 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山) 異議なしと認めます。よって第 56 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○副議長(西山) 日程第 6、第 57 号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第 57 号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告に準じた一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定方法等を考慮し、期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長(西山) 総務課長。

○総務課長(脇本) それでは、第 57 号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の 13 ページをお願いいたします。資料は、資料 5 の給与改定の概要と、資料 7 の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表をお願いいたします。改正内容については、資料 5 の給与改定の概要、2 ページで説明させていただきます。今回の改正は、平成 26 年の人事院勧告における期末勤勉手当の改正に準じ所要の改正を行うものでございます。今年の 12 月期の期末手当について、今回の改定分 0.15 月と、平成 19 年の人事院勧告の未実施分の 0.05 月を加え、2.025 月から、2.225 月とし、現行の年間期末手当を、3.9 月から 4.1 月の 0.2 月の増とするものでございます。また、平成 27 年度以降の期末手当については、6 月期、12 月期にそれぞれ 0.1 月増とし、6 月期を現行の 1.875 月から 1.975 月とし、12 月期を 2.025 月から 2.125 月とするものでございます。この改正条例の施行期日は、公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用します。27 年度以降の規定については、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。また、12 月に支給する改正前の期末手当は、改正後の期末手当の内払いとみなすものでございます。以上で説明を終わります。

○副議長（西山）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 57 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 57 号議案につきましては、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山）日程第 7、第 58 号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 58 号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告を考慮して、一般職員の給与の改定等を行うため、条例を改定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○副議長（西山）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第 58 号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 15 ページをお願いいたします。資料は、資料 5 の給与改定の概要、資料 8 の職員の給与に関する条例新旧対照表をご覧ください。改正内容については、資料 5 の給与改定の概要で説明させていただきます。今回の改正は、財団法人広島県市町村職員共済互助組合を一般財団法人広島県市町村職員共済組合互助会に名称変更するほか、資料 5 の 1 ページに平成 26 年人事院勧告の骨子をお示ししておりますが、国の人事院勧告に準じ、職員の給与について所要の改正を行うものでございます。海田町の平成 26 年度の改定につきましては、給与において 1,356 円の改定で、率は 0.31%、内訳は、給料 1,245 円、はね返し分は 111 円となるものでございます。通勤手当については、交通用具使用者について、通勤距離に応じ 100 円から 7,100 円までの幅で引き上げるものでございます。詳細については、資料 8 の新旧対照表 1 ページから 2 ページにかけてお示ししておりますので、ご参照ください。次に、期末勤勉

手当については、資料５の２ページの上の表になりますが、年間支給月数を現在の３.９５月から４.１月に改正し、年間０.１５月の増とするものでございます。改正の方法でございますが、今年度の１２月期の勤勉手当を０.１５月引き上げ、０.８２５月とし、勤勉手当の年間合計を１.５月とします。平成２７年度以降の勤勉手当については、６月に０.０７５月、１２月に０.０７５月ずつに振り分け、６月を０.７５月、１２月を０.７５月とし、勤勉手当の年間合計を１.５月とし、期末手当と合計で年間４.１月とするものでございます。また、給料表については、若年層に重点を置きながら給料の引き上げを行うものでございます。新給料表につきましては、資料８の新旧対照表の３ページから８ページにかけてお示ししてありますので、ご参照ください。次に、平成２７年度からの給与制度の総合的見直しに係る改正についてでございますが、資料５の３ページをお願いいたします。地域間の給与配分の見直しとして、給料水準を平均２パーセント引き下げます。併せて、世代間の給与配分の見直しとして、若年層にかかる引き下げは少なく、３級以上の級の高位号級について引き下げ幅が大きくなるよう、給料表を改正します。平成２７年度からの給料表については、資料８の新旧対照表の１０ページから１５ページにかけてお示ししておりますので、ご参照ください。次に、地域手当については、支給割合は３パーセントと現行と変更はないため、改正原資を得るための昇給抑制は実施しないものでございます。また、昇給機会の確保の観点から５級、６級の給料表に、号級の増設をするものでございます。次に、諸手当の見直しとして、管理職が災害への対処等のため、臨時、緊急の必要により平日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合、勤務１回につき、６,０００円を超えない範囲内の額を新たに支給するものでございます。次に、議案書の２２ページをお願いいたします。この改正条例の施行期日は平成２６年度に係る第１条の改正については公布の日から施行し、給与・通勤手当の部分については、平成２６年４月１日から、期末勤勉手当については平成２６年１２月１日から適用いたします。平成２７年度以降に係る第２条の改正については、平成２７年１月１日から施行いたします。また、改正前の条例によって支給された給与は、改正後の条例によってなされた給与の内払いとみなすための附則を規定しております。また、経過措置として、平成２７年度から給料表が引き下げられることに伴う激変緩和措置といたしまして、３年間の減給補償期間を設けることとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（西山）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 58 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 58 号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山) 異議なしと認めます。よって、第 58 号議案は、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○副議長(西山) 日程第 8、第 59 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第 59 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。健康保険法施行令の一部改正等に伴い、出産育児一時金の額を改定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長(西山) 住民課長。

○住民課長(尾木) それでは、第 59 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 24 ページをお開きください。併せて、資料 9 の条例新旧対照表と、資料 10 の条例の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。内容につきましては、資料 10 でご説明させていただきます。2 のイメージ図をご覧ください。今回改正しようとするものは、第 5 条第 1 項の出産育児一時金の支給額についてでございます。内容でございますが、産科医療補償制度の掛金が現行の 3 万円から 1 万 6,000 円に 1 万 4,000 円減額されることに伴いまして、現在の出産育児一時金の支給総額 42 万円をそのまま維持するために、出産育児一時金の出産費用分の額を 39 万円から 40 万 4,000 円に改めようとするものでございます。一時金の内訳の額が変わるだけで支給総額に変更はないため、被保険者に財政的な負担はございません。なお、この条例の施行期日は平成 27 年 1 月 1 日でございます。経過措置といたしまして、施行日前に出産をした被保険者に係る出産育児一時金の額につきましては、従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。

○副議長(西山) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し

ます。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まずね、総額からいうて同じということなんだが、医療分が安くなるということで、火急な場合は、どういうことがあるのかわかんけども、医療部分、やっぱり、そういう大変な事が起きたということでこれ分けておるんじゃないかと思うが、町が負担してでもこれ同じにして、1万4,000円分、乗せてあげればいいんじゃないか。まずこの、分けた理由が一つね、そして二つ目は、町がそれだけ子育てのしやすいまちとか何とかいうね、いつも言われとる訳だから、乗せてあげりゃあいいんじゃないかというふうに思う訳けども、町独自の制度というかね、それができんのかというね、そのまず2点。

○副議長（西山）住民課長。

○住民課長（尾木）これは産科医療補償制度というのがございまして、その分娩の際にですね、重度の脳性麻痺になった子どものために、補償される制度でございしますが、その掛金が今まで3万円だったのがですね、1万6,000円減額されるということで、その分被保険者にとって減額になりますので、出産手当分の方をですね、1万6,000円上げてまして、総額の42万円を変わらないものとするものでございます。

○副議長（西山）保健福祉部長。

○福祉保健部長（臼井）今回の改正の内容につきましては、まず総額の42万円を確保しようというところから出ております。それにつきましては、従来42万円のうち、3万円がこの産科医療補償制度の掛金でございましたが、この掛金が3万円から1万6,000円に減額されるということでございますから、本来であればその42万円から減額になった部分だけを減額するという措置を講じる必要があるんですが、それでは、出産一時金としての額が減額になるということで、それを補てんするため、その減額分を、出産育児一時金の方で増額して、全体の42万円を確保しようということでの改正でございます。

○副議長（西山）前田議員。

○14番（前田）総額はそういうことでわかっておるんだが、だからそうということなら1万6,000円はそれでいいとしても、下の40万4,000円を、ね、町が負担をしてやね、ここをだから、そのままの、だから何ぼなるんや、1万4,000円安うなった分を、改正の方で乗せてあげて町でそういうふうにして子育てしやすいまちとか何とか、産んで良かった育てて良かったという言うんだから、乗せてあげられないのかと、こういうて言

うとるんだよ。ちょっと答弁ずれとるんじゃないか、そこら。どうなんか、そこ。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）まず、国保、今回お願いしております国保でございますが、国保についての総額については、これ政令で全国一律で決められておりますので、そのところは、海田町独自でできないという形になります。それから、産科医療の補てん分というところは、これは国保だけではございませんで、ほかのいわゆる健康保険全てで額が決まっておりますので、そういう意味では、町の独自性を出せる部分ではございません。ということでご理解いただきたいと思います。

○副議長（西山）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）討論なしと認めます。討論を終結いたします。●●●●●●●●●●。

●●●●●●●●。これより第 59 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 59 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）異議なしと認めます。よって、第 59 号議案は、原案のとおりこれを決します。この際、暫時休憩をいたします。再開は、14 時 30 分です。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 1 9 分 休憩

午後 2 時 3 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第 9、第 60 号議案、平成 26 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 60 号議案、平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）。この補正予算につきましては、入所児童数の増に伴う私立保育所運営費委託料の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（西山）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは第 60 号議案、平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）

についてご説明いたします。はじめに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料 11 の平成 26 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたします。なお、この度の補正予算では、人事院勧告に伴う給料及び職員諸手当の増額や不足する時間外勤務手当の増額、職員の退職に伴う減額等を行っておりますが、件数が多くございますのでこれらの説明は省略をさせていただきます。なお、これらの補正額については、人事院勧告分が 1,632 万 1,000 円の増額、時間外勤務手当の増が 1,253 万円、職員の退職による減が 1,624 万 8,000 円、職員の育児休業による減が 216 万 5,000 円、臨時職員賃金等の増減が 71 万 4,000 円の減額、その他各種職員諸手当等で 211 万 8,000 円の増額となっております。それでは、個別の説明をさせていただきます。資料の 7 ページ、8 ページをお願いいたします。総務費の財産管理費の固定資産台帳整備事業につきましては、入札残を 34 万 4,000 円減額するものでございます。次に、電算管理費の電算システム改修事業につきましては、社会保障税番号制度の中間サーバーを整備するための負担金として 98 万 1,000 円を増額するものでございますが、国から整備費補助金が交付されます。次に、防犯対策費の防犯灯整備事業につきましては、設置要望の増に伴い 29 万 9,000 円を増額するものでございます。続きまして、17、18 ページをお願いいたします。民生費の老人福祉費の介護保険繰出金事業（法定負担）の 60 万 4,000 円の増額と、その下の（その他）の 14 万 7,000 円の増額につきましては、特別会計の補正予算に伴う増でございます。次に、障害者福祉費の障害者社会生活援助事業につきましては、自立支援医療費の受給者の増に伴い 520 万円を増額するもので、障害者福祉費国庫負担金と県負担金が交付されます。次に、町民センター費の町民センター管理事業につきましては、設備の老朽化に伴い 59 万円を増額するものでございます。続きまして、21、22 ページをお願いいたします。保育所費の私立保育所等保育事業につきましては、入所児童数の増に伴う委託料及び運営費補助金の増額と、民間保育所の保育士等の処遇を改善するための臨時特例補助金を交付するため、4,864 万円を増額するもので、私立保育所委託料の増については、保育所保護者負担金の増額を見込むとともに国、県の保育所運営費負担金が交付され、保育士等の処遇改善補助金については、保育緊急確保事業費補助金が交付されます。次に、児童措置費の児童手当支給事業につきましては、対象児童数の増に伴い 300 万円を増額するものでございますが、国県の負担金が交付されます。次に、児童クラブ費の海田東小学校区第 2 児童クラブ整備事業につきましては、第 2 児童クラブの開設にあたり必要な備品を整備するため、46 万 2,000 円を増額するものでござ

います。続きまして、23、24 ページをお願いいたします。ひまわりプラザ管理事業につきましては、予備用の施設修繕料に不足が見込まれるため、30 万円を増額するものでございます。続きまして、29、30 ページをお願いいたします。農林水産業費の農業振興費の農地台帳システム整備事業につきましては、農地法の改正に伴い台帳を整備するため 270 万円を増額するものでございますが、農業振興対策事業費補助金が交付されます。続きまして、35、36 ページをお願いいたします。土木費の道路維持費の町内道路修繕事業の 615 万円の増額、37、38 ページの公園費の一般公園管理事業の 60 万 5,000 円の増額、41、42 ページの排水路費の町内水路浚渫事業の 85 万円の増額につきましては、緊急的な修繕や自治会要望に対応するための増額でございます。次に、河川費の河川修繕事業につきましては、緊急的な修繕に対応するための増額と西ノ谷川の修繕工事を県が施工することに伴う減額を合わせ、1,985 万円を減額するものでございます。続きまして、歳入をご説明いたします。なお、歳出に関連して説明をしたものは省略させていただきます。それでは 1 ページ、2 ページをお願いいたします。普通交付税につきましては、財源調整のため 105 万 6,000 円を増額するものでございます。なお、この度の増額で予算に計上していない普通交付税の増額分は 1 億 4,297 万 7,000 円となっております。次に、国庫支出金の保育緊急確保事業費補助金の 1,797 万 5,000 円の増額と、3 ページ、4 ページの県支出金の安心こども基金事業補助金の 2,446 万 4,000 円の減額、保育緊急確保事業費補助金の 1,328 万円の増額につきましては、歳出でご説明した保育士の処遇改善のための補助金と、子育て支援施策の補助金の見直しが行われたため、財源の振替を行うものでございます。次に、諸収入の派遣職員負担金につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により 20 万 4,000 円を増額するものでございます。次の、その他につきましては、広島西国街道交流会が市町村振興協会の助成金の対象となったため、5 万 7,000 円を増額するものでございます。次に、療養給付費負担金返還金につきましては、平成 25 年度分の額の確定に伴い 1,011 万 9,000 円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 60 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 6,142 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 93 億 3,909 万 5,000 円とするものでございます。以上で、平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

○副議長（西山）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）ちょっとお聞きしますが、42 ページのですね、いいですか、42 ページのね、西ノ谷川修繕工事未執行の1,935 万円か、あの、あれは県がやるために、これ未執行になったという説明がありましたが、これの補正のときは二千何ぼあったんじゃないですかね。補正の金額は二千何ぼ。そこちょっと確認してみたいんですが。

○副議長（西山）財政課長。

○財政課長（鶴岡）ご指摘の金額につきましては、予算書 42 ページの上の段に書いてあります緊急対応用の町内の河川修繕工事の増額と、西ノ谷川の修繕工事の減額分を相殺して1,935 万円を減額するものでするものでございます。工事請負費としては1,935 万円の減額をするものでございます。

○副議長（西山）崎本議員。

○13番（崎本）その町内水路の浚せつの主なものですね、取り上げて、項目がないんですが、何をされて 85 万円もをその補正の中から引き出されたか。これはこれで別に出された方が、私は分かりやすいと思うんじやが、どういう関係でこういう、何の、緊急町内水路浚せつで 85 万、何が目的で緊急でやられたか、ちょっと説明をお願いします。

○副議長（西山）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの分は、町内河川修繕工事として今回 65 万円を増額補正を要望しておるんですけども、これは、自治会と P T A 要望で河川の土砂等の撤去が出てまいりまして、予算に余裕がないので、こちらの分増額をさしていただくものです。

○副議長（西山）崎本議員。

○13番（崎本）いや、予算が足らんかったけえほんじゃこれ緊急にあるものを利用すりゃあええいうて、ほんじゃ今までね、予算未執行の分を、ほんじゃ緊急用に利用すりゃあええじゃないかいうたら、それ、目が違う、項が違うけえそれはできませんと、未執行で上げられちよるんじやがの。これそういうこういう全然緊急対策で、町が緊急で災害でせんにゃいけん二千何ぼをですよ、ほんじゃそれは未執行で余ったから、ほんじゃそれを流用してええちゅうことは、ほんじゃ今後ね、未執行でできた分を、ほんじゃ緊急の場合は流用できるか。流用してええんなら、未執行部分を皆緊急対策で工事やらなきゃいけないとこ、ほんじゃ流用してもらえるんですか。そこら詳しく。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）今回は流用ではなしに、その分は一度全額、落とします。で、補正として改めて今のその分の金額だけを計上させていただきますが、この予算の明細上では、

同じ項目になりますので、で、工事費については、それぞれの工事費について金額を明示しないという形になっておりますから、項目が上がっておりますが、これは全額を一旦落とさせていただきます。西ノ谷川については、流用ではなしに。で、改めて、この度補正として、先ほど、建設課長が申しましたような、自治会要望、PTA要望で出ている河川の修繕費、これは箇所付けのない修繕になりますが、その部分に不足が生じるからその項目について、増やさせていただくと。そうすると、その差額が、差額分しかここには明示できないという形でございます。ですから、一応明示してないものをこちらでしゃべる訳にはいきませんが、考え方といたしましては9月補正で増額いたしました西ノ谷川の分について全部落として、残りの差額の部分については、今回、ここで新規に補正させていただくもので、先ほど言われましたような、ですから、流用することもございますが、が、やはり原則的にはこういう形で補正させていただきたいと、そのように思っております。

○副議長（西山） 崎本議員。

○13番（崎本） 今みたいな説明にしてもらやあ、ほんじゃが、流用した言われるからわしが喰いついたことで、喰いついたんよ。流用さしてもろうた言われるけえ喰いついたんで、流用できるんじゃないかというふうな感じがするんですが。今みたいな説明じゃったら分かるんよ。緊急対策の分をね、一旦戻して使われるいうんじゃないかから、それは結構ですよ。だってそうじゃなしに流用さしてもろうた言われるから、流用するんじゃないかちゅうことを言いたいんですよ。でしょう。緊急対策じゃいうて県の砂防の、県の管轄の川を町が管轄、平成17年から町の管轄になったからどうのこうのいうて、さんざんもめた結果、県がやりましょと。やっぱりそこらでね、副町長が言われたような、最初からそういう説明があったら納得行きますよ。以上で終わります。

○副議長（西山） 佐中議員。

○15番（佐中） 2件お尋ねをいたしますが、歳入の部で県支出金、安心こども基金事業補助金、これマイナスになっておるがその理由は何なのか、お尋ねします。もう一つは、歳出でですね、総務費の一般管理費の中で人件費がマイナスになっておるんですね。人件費さっき条例で上げたのに、ほかのところは全部上がっておるのに、なぜなのか、その理由をお尋ねする訳です。以上です。

○副議長（西山） こども課長。

○こども課長（森川）県支出金の安心こども基金事業補助金の減額についてですが、この補助金につきましては、平成 26 年 4 月 1 日に子ども・子育て支援法の附則第 10 号に基づきまして、保育緊急確保事業が施行されました。これに伴いまして、安心こども基金の補助金のメニューを全てこちらの緊急確保事業の方に移行したための減額でございます。

○副議長（西山）はい、総務課長。

○総務課長（脇本）一般管理費職員給与費事業の給料の減額のことでございますが、早期退職の職員が、この一般管理費給与費事業の中に 2 人おったためでございます。

○副議長（西山）ほかに質疑は。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番、住吉です。先ほど来、土木費の方から町内道路修繕と樹木管理ですかね、あと水路浚せつ、PTA 要望によって財源不足が生じたという説明を受けたかと思いますが、この金額見たらどうしても箇所付けの金額でしょ。水路浚せつだって 8 万 5,000 円、じゃない 85 万。樹木管理だって六十万飛んで五千円。町内道路修繕は 615 万円。これやったらむしろこの場所を修繕するんかいという資料がほしいんですけども、なぜ今回付けなかったんですか。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）今回、多岐にわたっておりまして、ですから、1 件ごとでいきますと当然、箇所付けのない金額になりますけども、要望を受けましたところを極力年度内にやりたいという形で計上しておりますので、こういった金額になっておりまして、そういう意味ではおっしゃいました箇所付けがつくという金額を超えているものはございません。それは、当然に、その都度補正、事業名を出し事業箇所をご説明しますけども、この度査定しましたこの度の要望は、箇所が相当多いということでこういう形になっております。

○副議長（西山）住吉議員。

○5 番（住吉）それならよう分かりましたが、逆に言うたら例えば道路修繕をちょっと例に挙げますと、615 万、補正前が 6,800 万、こんなもん最初から乗せとけばね、わざわざ PTA 要望じゃ自治会要望じゃいう堅苦しい時間かかるようなものをせんと住民の方から要望があったらすぐ直せるようにしておけばええだけの話でしょう。水路の浚せつにしたって。いかに町民目線で予算組んどらんかいといういい証拠でしょう。じゃ、個人の人が言うたら直さんのん。そういう考えにしか見えんのんですよね。団体から要望が

出てきて初めて予算を増やします。個人から要望が出たら増やさんのかと。これはどういう方針でこれ予算を、今度来年度予算のとき、判断したいと思うんですけども、海田町は修繕・浚せつ等の予算、団体から要望がない限り直さんのんか。個人が要望した場合直さんのかと。これどうなんですか。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）当然に個人の方からおっしゃられたのも直しておりますし、議員の方々からお取り次ぎいただいたものも直しております。しかしながらこの部分につきましては、当初予算を見ていただいたらわかると思うんですが、年々、前の年の実績等に基づいて増額をかけております。しかしながら、いろいろと問題箇所が出てくるといって老朽化したところが多くございますから、年々その修繕箇所が増えておりますので、追いついておりません。その年度当初に思いきって増額すれば良いのかと思いますが、来年度当初には前年の実績とかそういうところで組んでおりますから、こういう形になっておりますが、こういった部分につきましては、予算がないからその年の予算がないから打ち止めにするのではなしに、そういったいろんな要望等を受けとめながら、必要なものは直ちにやるという形で補正対応をお願いをしております、だいたい当初予算は、前年度の当初予算プラス補正である程度組んでやっていくように、今しております。議員がおっしゃったように、最初に思い切ってやっておくという手もあるとは思いますが、やはりそこはどの程度というところは何らかの数値でもって判断しないといけないので、前年度実績とかつそういうようなもので判断しておりますので、こういう形になっております。それで、主なものとしてそのPTA、団体で件数が多くございますから、出しておるだけで、決して、個人の方からの申し出があったものは受けないで、PTA要望や自治会要望があったものだけを受けておる訳ではございません。

○副議長（西山）住吉議員。

○5番（住吉）じゃ、今の副町長の答弁を受けて確認するんですが、最近建設部に要望すると、自治会要望で上げた方が予算が通り易い気がするんですよね。今の副町長の答弁と違うんですよ。これ、どちらが正しいんです。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）もし建設部がそういうふうに答えておりましたら、非常にけしからないと思いますから、後で建設部長とよく話をしておきたいと思います。

○副議長（西山）宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。何点か聞かせていただきます。まず、先ほど財政課長から説明があったんですが、全体的な給与の増減、いくらいくらこの給与があったという数字で読まれても私ら頭の中に入りにくいんで、昔はそういう場合には資料をつけてたように思うんですが、この予算の後ろの方に。できればそういう資料をつけていただけないだろうかというのが1点。次に、22ページ、私立保育所の保育事業4,864万円、これ大幅な増をされておりますが、どの程度の処置が増えたのか、また単価も上がったんでしょうか、それ含めて、その辺はどうなってるんだろうか。そのページの海田東小学校第2児童クラブ整備事業46万2,000円、今ここで予算を組まれておられますけれども、また次に3月になってこれじゃ足りんけえまた増やしてくれということはないんだろうか。よくうちがあるのはこれやったこれやった、で、その次に足りんけえちょっと増やしてくれやということがあると思うんですが、まだこれ工事も途中の段階で、こういう十分に予算を考えて組まれてるかどうか。それから次に、農地台帳システム整備事業、海田町、ほとんどが都市計画区域内で農地がだんだん荒廃していきよる中でここまでお金かけてやる必要があるんか、国からのどうのこうのいう話はちょっと説明にあったと思うんですが、この中身について簡単に説明をお願いいたします。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）当初の人件費の件でございますが、当初予算で付けております明細書、これつけるとかえって分かりにくくなります。ですから、今回財政課長が読み上げましたような、人事院、今回特に複合的な要素が強うございますから、人事院給与勧告でいくらぐらいとかそういうような部分で、そこにつきましては、当初いわゆる議会の議長へご説明申し上げるときにはそういうようなところを、事項別じゃないような形で付けております。そこら辺は少しどういう形で出さしていただくのがいいのか協議させていただいて、来年度以降の補正予算のときの資料がどうあるかというところ、これは議長や議運の委員長と少しご相談させていただいた上でどういう資料がいいか検討させていただきたいと思います。

○副議長（西山）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）3番目のご質問の農地台帳システムの件について、詳しく申し上げますと、これは農地法改正によりまして、農地に関する情報、例えば所有者の氏名、住所等を一筆ごとに整備しまして、それを管理する情報システムを平成27年度から全国的に運用する必要があるということで、今回上げさせていただいております。

○副議長（西山） こども課長。

○こども課長（森川） 2点目の私立保育所の委託料についてでございますが、年度当初の見込みよりも26名、年度途中からの申し込みが増えまして、26名の増に加えまして、委託料が物価変動に伴いまして国の方の見直しもかかっておりまして単価もアップしておることから、この金額が補正の額となっております。

○副議長（西山） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井） 海田東第2児童クラブの予算でございますが、第2児童クラブを4月から開設するためには、3月までに備品等、他の児童クラブと同様の備品等々を用意しておかなくてはならないということで、今回12月で補正かけさせていただきました。ご心配いただくとるように、これで足りるんか、3月になってまた追加するんじゃないかということですが、既存の児童クラブに対応できるだけのものは十分準備させていただいておる予算でございます。

○副議長（西山） 宗像議員。

○6番（宗像） 副町長さっきご答弁いただいたんですが、ただ、財政課長が読み上げるのであれば、我々も頭の中、そんなに数字が見える訳じゃないですから読み上げる数字ぐらひは、できたらペーパーでいただきたいというように申し上げたんで、よろしいでしょうか。

○副議長（西山） 副町長。

○副町長（三宅） 申し上げましたように、それをなんとかしたいんですが、その資料どういふのを出せばいいのかということについて、ご協議をさせていただきたいと思います。

○副議長（西山） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第60号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第60号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山） 異議なしと認めます。よって、第60号議案は、原案のとおりこれを決めます。

するということで現在に至っております。

○副議長（西山）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 61 号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第 61 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）異議なしと認めます。よって、第 61 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山）日程第 11、第 62 号議案、平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 62 号議案、平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）。

この補正予算につきましては、一般被保険者高額療養事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○副議長（西山）住民課長。

○住民課長（尾木）それでは、第 62 号議案、平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料 13 の平成 26 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたします。それでは、3 ページ、4 ページをお願いいたします。保険給付費の退職被保険者等療養給付費につきましては、退職被保険者に係る給付費が、当初見込みを下回ったため、2,262 万 6,000 円を減額するものでございます。次に、5 ページ、6 ページをお願いいたします。保険給付費の一般被保険者高額療養費につきましては、一般被保険者に係る高額医療の給付が当初見込みを上回ったため、2,400 万円を増額するものでございます。次に、7 ページ、8 ページをお願いいたします。諸支出金の一般被保険者保険税還付金につきましては、一般被保険者分の歳出還付予算額に不足が生じる見込みのため 31 万 3,000 円を増額し、また、償還金につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金について、過年度分精算に伴い、返還金が生じたため、6 万 4,000 円を増額するものでござ

います。続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。繰越金につきましては、前年度繰越金のうち、9 月補正で予算計上しました残額の 24 万 9,000 円を増額するものでございます。これにより、前年度繰越金は全て予算計上いたしました。次の諸収入の雑入につきましては、平成 25 年度広島県国保連合会の決算剰余金が返還されたため、150 万 2,000 円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 62 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 175 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 30 億 2,161 万 7,000 円とするものでございます。以上で、平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○副議長（西山）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番、住吉です。3 ページ、4 ページになるんか、退職被保険者等療養給付金、2,200 万の減額ということですが、3 月議会で減額ならわかるんですが、12 月議会というこの時期に減額される理由は何でしょうか。むしろまた 3 月になって足らんようになって増やしますといったらおかしい話ですし、よほどの事情があるかと思いますが、これ、なぜこの時期に減額をされるんでしょうか。

○副議長（西山）住民課長。

○住民課長（尾木）はい、この退職被保険者療養給付費につきましては、団塊世代の方ですね、65 歳以上となりまして、一般に変更するために、被保険者数が年々減少している訳でございますが、減額の、当初予算に見込みました減額の幅が大きいものですから、この度、2,200 万ほど減額さしていただいております。

○副議長（西山）佐中議員。

○15 番（佐中）これを見ると 25 年度の広島県の国保の決算の剰余金、国保連合には、負担金か分担金まあその程度しかないのに 150 万返還という、この内訳はどうなってるのかお尋ねをいたします。

○副議長（西山）住民課長。

○住民課長（尾木）この返還金につきましては、国保連合会の年度末の剰余金に対しましてですね、レセプト点検の手数料の件数に応じまして、各市町に返還金が戻ってくるものでございます。

○副議長（西山）副町長。

○副町長（三宅）あの先ほどの住吉議員に対する質問で、なぜ 12 月かという部分が漏れておりますが、こういった、増額の方がございます。増額の財源をどこから捻出するかという中では、既に大きく落ちると、先ほどおっしゃいましたような、さらに増額する必要の可能性が非常に少ないようなものの中で調整をさせていただくというケースが出てまいります。ただし、あくまでも補正予算、年度途中でございますから、この後の緊急的な、今全く考えていないような状況が出ましたときに再増額がないかと言われまして、これはその前にまたご説明をさせていただくということで、絶対ないということはありませんが、ここで繰り上げ剰余を考えるとかそういうことはできませんので、一番かたいところから、そういった調整をさせていただくということで、先ほど住民課長はなぜ減るかというところだけ説明しましたが、12 月に出させていただくのは、そうでない増額の方の財源をどこから持ってくるかという検討する中で出てきたことでございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 62 号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第 62 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）異議なしと認めます。よって、第 62 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山）日程第 12、第 63 号議案、平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 63 号議案、平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）。この補正予算につきましては、介護予防サービス給付費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（西山）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）それでは、第 63 号議案、平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料

14 の補正予算説明書によりご説明いたします。それでは、保険事業勘定の歳出予算からご説明いたします。5 ページ、6 ページをお願いいたします。保険給付費の介護予防サービス給付事業 500 万円、介護予防住宅改修費支給事業 40 万円、介護予防サービス計画給付事業 40 万円及び7 ページ、8 ページの地域密着型介護予防サービス給付事業 50 万円につきましては、見込み額が当初予算を上回ったため、それぞれ増額するものでございます。続いて、9 ページ、10 ページをお願いいたします。地域支援事業費の包括的支援職員給与費事業につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により 8 万 5,000 円増額するものでございます。包括的支援事業につきましては、包括支援センターが庁舎内に移動したことにより、事務補助員がなくなかったため、100 万 9,000 円を減額するものでございます。続いて、11 ページ、12 ページをお願いします。基金積立金の基金管理事業につきましては、基金利子が確定したことに伴う積立金 1,000 円を増額するものでございます。続いて、13 ページ、14 ページをお願いいたします。諸支出金の償還事業につきましては、平成 25 年度の国県支出金の精算確定に伴う返還金 807 万 5,000 円を増額するものでございます。続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。財産収入の利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金利子が確定したため、1,000 円を増額するものでございます。続いて、3 ページ、4 ページをお願いいたします。繰越金につきましては、財源調整のため、952 万 1,000 円を増額するものでございます。その他のものにつきましては、保険給付費の増額及び人件費の減額に伴う法定負担分の増減でございます。続きまして、介護サービス事業勘定歳出予算をご説明いたします。17 ページ、18 ページをお願いいたします。事業費の介護予防支援職員給与費事業につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により 14 万 7,000 円を増額するものでございます。続きまして、歳入予算についてご説明いたします。15 ページ、16 ページをお願いいたします。繰入金につきましては、給与費の増額に伴い、一般会計からの繰入金 14 万 7,000 円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 63 号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1,345 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 18 億 3,905 万円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 14 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1,654 万 8,000 円とするものでございます。以上で、平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○副議長（西山）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 63 号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第 63 号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）異議なしと認めます。よって、第 63 号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山）日程 13、第 64 号議案、平成 26 年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 64 号議案、平成 26 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）。この補正予算につきましては、人件費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（西山）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）それでは、第 64 号議案、平成 26 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。内容につきましては、資料 15 によるところでありますが、人件費等の補正でございますので、資料での説明を省略させていただきます。それでは、第 64 号議案をお願いいたします。第 2 条でございますが、予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額の水道事業収益を 85 万円増額し、4 億 3,399 万 1,000 円とするものでございます。また、収益的支出の予定額の水道事業費用を 141 万 6,000 円増額し、3 億 9,634 万 4,000 円とするものでございます。次に、第 3 条でございますが、予算第 8 条に定めた経費を 141 万 6,000 円増額し、2 億 9,973 万 6,000 円とするものでございます。続きまして、第 4 条でございますが、予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を 141 万 6,000 円増額し、4,956 万 8,000 円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○副議長（西山）以上で、説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許

します。住吉議員。

○5番（住吉）5番、住吉です。資料の方を見よってちょっと気になったのが何点かあるんで、まず収益的収入、雑収益でペットボトル売り上げの増によるという、かなり増えておりますが、何本見込んどって今何本売れたのでしょうか。であと支出の方、給与の改定及び時間外勤務の増によって増えておりますが、給与の改定の方は分かりますが、時間外勤務の増、これは何が主な要因なんでしょうか、この2点お願いします。

○副議長（西山）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、まずペットボトルでございますが、前年度からの在庫が3,800本、今年度1万本つくりましたので、合計1万3,800本でございますが、現在のところ、売却もしくは配布したものの本数が1万600本でございます。残り、今年度3,200本残っております。この売り上げ並びに今後の見込み額を勘案しまして、増額補正をさせていただいたものでございます。それから、時間外勤務の増でございますが、今年度の人事異動ということもございまして、並びに新会計法への移行をとということもございました関係で、事務に不慣れが生じておりまして、時間外が増えておるものでございます。

○副議長（西山）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第64号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第64号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）異議なしと認めます。よって第64号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山）日程第14、発議第6号、宅地造成に関する工事及び許可申請の慎重審査を求める意見書案についてを議題といたします。災害防止対策等調査特別委員会委員長より提案理由の説明を求めます。災害防止対策等調査特別委員会、宮坂委員長。

○11番（宮坂）災害防止対策等調査特別委員会の委員長の宮坂です。発議第6号、宅地造成に関する工事及び許可申請の慎重審査を求める意見書案について。以下、案文を読

み上げて提案理由といたします。宅地造成に関する工事及び許可申請の慎重審査を求める意見書（案）。平成 26 年 5 月 21 日付けで海田町で受け付け、6 月 5 日に広島県西部建設事務所へ進達し、10 月 8 日付けで許可された三迫一丁目 1 0 6 4 番の一部ほか 9 筆、面積 3,271.38 平方メートルの宅地造成に関する工事は、土石流危険渓流として公表されている谷筋を大規模に盛土するものであることから、近隣住民の方々から、集中豪雨等による土砂災害の発生に対する強い懸念が寄せられている。特に、本年 8 月 20 日に広島市で発生した豪雨災害をはじめ、近年、各地で従来の想定を超える集中豪雨による災害が発生し、国に対して各所から法の見直しについての要望がなされ、それを受け、国においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」を改正されたところである。この工事箇所が現行の基準を満たしており、宅地造成としての許可を出さざるを得ないとしても、本工事が土砂災害の危険性を助長するものであると住民が危惧していることから、住民の生命と財産を守る使命がある町議会としても、これを看過することはできない。こうした現状を踏まえ、事業者に対して、盛土全体の安定性を確保するとともに、近隣住民に十分納得のいく説明を行うよう強く指導すること及び今後同様の宅地造成に関する工事許可申請についても、特段の配慮を持って慎重に審査されることを強く求める。以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものです。以上、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第 6 号について、採決を行います。お諮りいたします。発議第 6 号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山）異議なしと認めます。よって、発議第 6 号は原案のとおりこれを決します。なお、ただいま議決いただきました意見書につきましては、広島県知事へ送付いたします。先ほどの議案審議の際、不適切な発言がありましたので、議長において訂正させていただきます。以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたし

ました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山) 異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することと決しました。以上で、平成26年第7回海田町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後3時31分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員